

原告主張の概要

—弁論更新—

2023年10月5日

六ヶ所村再処理工場運転差止訴訟弁護団

まず、最初に

この裁判の争点は難しくありません

主張は分かりやすいものです

□ 原告らの主張の骨子と確立された判例法理

- ① 原発等の**過酷事故は極めて広範囲の人格権侵害**をもたらす。
- ② それ故に原発等には**高度の安全性**（事故発生確率が低いこと）が求められる。
→①②は**確立された判例法理**
- ③ 地震大国日本において原発等に高度の安全性を要求するということは**高度の耐震性**を要求するということにほかならない。
- ④ しかし、**本件再処理工場の耐震性は低く**、それを正当化できる科学的根拠もない。

再処理工場の運転は許されない

□ 従前の訴訟の争点（地震動）

原発に**高度の安全性 = 基準地震動が信頼に値する**ということ

強震動学を基礎とした基準地震動の策定の
調査や手法に技術的な瑕疵、問題があったか？

※高度な科学・技術論争を要する。

※裁判官のもつ三重苦（①文系、②原則3年任期、③超多忙）に鑑み困難。
学会で論ずべき。

従来の訴訟
の争点

① 基準地震動が客観的かつ網羅的な**地震観測記録に照らして
低水準**ではないか？

② そもそも、原発等の敷地毎に**将来襲う最大の地震動が予知
予測**できるのか？

③ **基準地震動以下の地震動でも危ない**のではないか？

従来の訴訟の争
点ではなかった
これがまさに
本件の争点

□ 従前の訴訟の争点（地震動）

原発に**高度の安全性 = 基準地震動が信頼に値する**ということ

強震動学を基礎とした基準地震動の策定の
調査や手法に技術的な瑕疵、問題があったか？

※高度な科学・技術論争を要する。

※裁判官のもつ三重苦（①文系、②原則3年任期、③超多忙）に鑑み困難。
学会で論ずべき。

従来の訴訟
の争点

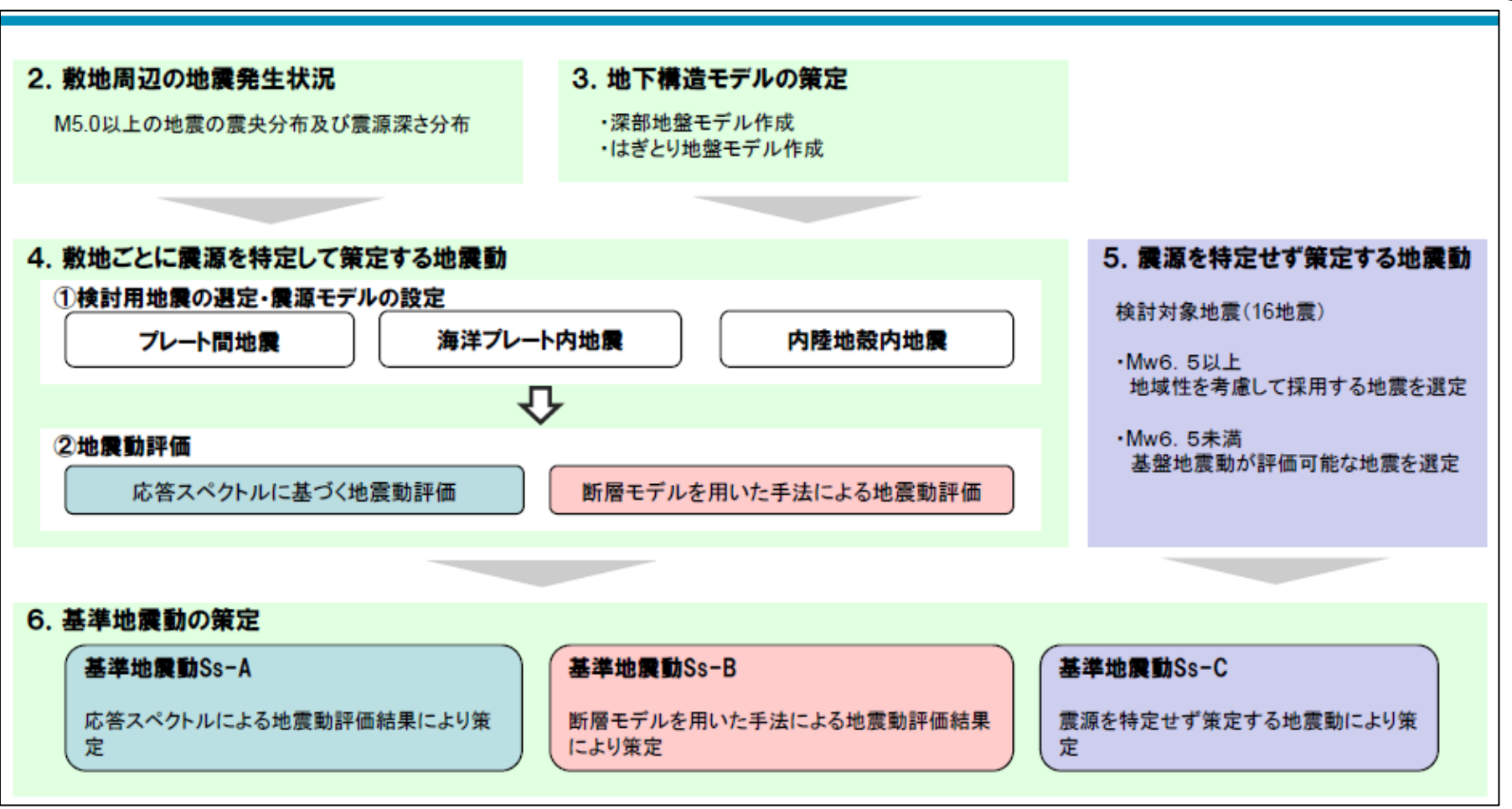
① 基準地震動が客観的かつ網羅的な**地震観測記録に照らして
低水準**ではないか？

② そもそも、原発等の敷地毎に**将来襲う最大の地震動が予知
予測**できるのか？

③ **基準地震動以下の地震動でも危ない**のではないか？

従来の訴訟の争
点ではなかった
これがまさに
本件の争点

この裁判の争点 1 (1) : 前提



基準地震動の
策定フロー
(乙91・4^ア-ジより引用)

□ この裁判の争点 1 (1) : 争点の位置付け

2. 敷地周辺の地震発生状況

M5.0以上の地震の震央分布及び震源深さ分布

3. 地下構造モデルの策定

- ・深部地盤モデル作成
- ・はぎとり地盤モデル作成

4. 敷地ごとに震源を特定して策定する地震動

① 検討用地震の選定・震源モデルの設定

プレート間地震

海洋プレート内地震

内陸地殻内地震

② 地震動評価

応答スペクトルに基づく地震動評価

断層モデルを用いた手法による地震動評価

5. 震源を特定せず策定する地震動

検討対象地震(16地震)

- ・Mw6.5以上
地域性を考慮して採用する地震を選定
- ・Mw6.5未満
基盤地震動が評価可能な地震を選定

6. 基準地震動の策定

基準地震動Ss-A

応答スペクトルによる地震動評価結果により策定

基準地震動Ss-B

断層モデルを用いた手法による地震動評価結果により策定

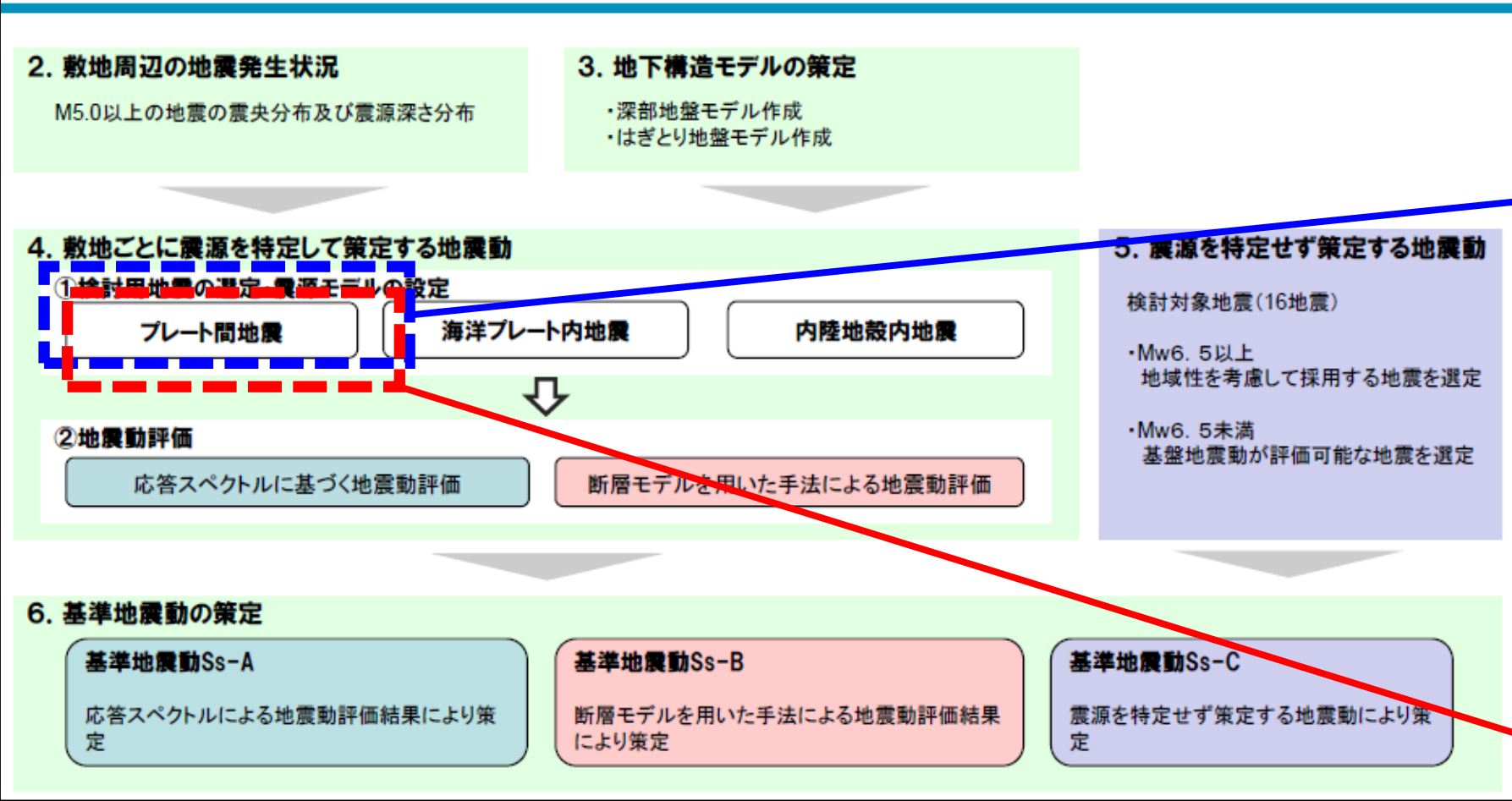
基準地震動Ss-C

震源を特定せず策定する地震動により策定

基準地震動の策定
過程

基準地震動の策定
結果

この裁判の争点 1 (1) : 争点の位置付け



検討用地震の策定
過程

検討用地震の策定
結果

策定結果について

基準地震動／検討用地震の地震動

地震観測記録上**低水準な地震動**
が設定されたのはなぜか？

主たる争点

【争点】
規制基準の合理性
規制基準適用の合理性

規制基準自体が不合理だから、観測記録上**低水準な地震動**が設定された？
規制基準適用が不合理だから、観測記録上**低水準な地震動**が設定された？

地震ガイド I 5.2(4)項
「**基準地震動は、最新の知見や震源近傍等で得られた観測記録によってその妥当性が確認されていることを確認する**」
が適用されなかった。

争点ではないもの



**基準地震動を超える地震が到来する
現実的危険性の有無、発生時期**

実際の審理において主たる争点となることはない

争点ではないもの

地震の本質

いつどこでどのような規模の地震が起きるかは予知予測できない

現在の法制の基本的な理念

地震による内在的危険の現実化を完全防止することは不可能。



- ①規制基準が合理的
- ②規制基準の適用も合理的で基準地震動が策定された
- ③これに対応する耐震性が認められる



基準地震動を超える地震に伴う再処理工場等事故の発生の可能性は社会通念上無視できるほど小さい

争点ではないもの

基準地震動を超え地震の
いつどこでどのような規模の地震が起きるかは予知予測できない
具体的・現実的危険性の有無、発生時期

現在の法制の**基本的な理念**
そのような立証は地震学者を含め誰もできない
そのような立証を原告らが試みることもあり得ない

- ①規制基準が合理的
- ②規制基準の適用も合理的で基準地震動が策定された

主たる争点となることはない

↓
基準地震動を超える地震に伴う再処理工場等事故の発生の可能性は社会通念上無視できるほど小さい

本裁判の争点：人格権に基づく再処理工場差止事件

最終的な審理対象

将来発生する地震を原因とする本件再処理工場の
事故発生 of 具体的危険性の有無

本裁判の争点：人格権に基づく再処理工場差止事件

最終的な審理対象

将来発生する地震を原因とする本件再処理工場の
事故発生 of 具体的危険性の有無

基準地震動が低水準である
低水準であることに特段の事情がない



規制基準の合理性
規制基準適用の合理性
がないのではないか？

~~基準地震動超え地震の
具体的・現実的危険性の
有無、発生時期~~

本裁判の争点：人格権に基づく再処理工場差止事件

最終的な審理対象

将来発生する地震を原因とする本件再処理工場の
事故発生**の主たる争点**の具体的危険性の有無

規制基準の合理性

基準地震動が低水準であることに特段の事情がない

規制基準適用の合理性

規制基準の合理性
規制基準適用の合理性
がないのではないか？

~~基準地震動に加え地震の
具体的・現実的危険性の
有無、発生時期~~

水戸地裁判決

原告らが本件発電所の安全性に欠けるところがあると具体的に主張する事項のうち、深層防護の第1から第4の防護レベルに相当する事項については、本件発電所につき、設置変更許可、工事計画認可及び運転期間延長許可等を受けている**被告において、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会規則及び内規等の**具体的審査基準に不合理な点がなく、原子力規制委員会の適合性判断に看過し難い過誤、欠落がないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証をする訴訟上の義務があり、被告がこの主張、立証を尽くさない場合には、当該事項については本件発電所の安全性に欠けるところがあり**人格権侵害の具体的な危険の存在が事実上推定される**ものと解するのが相当である。

人格権侵害の具体的危険性の有無が審理の対象になるということ

審理における実際上の最重要争点が規制基準の合理性、規制基準の適用の合理性の有無であること

原告らが、深層防護の第1から第4の防護レベルに相当する事項については、本件発電所につき、設置変更許可、工事計画認可及び運転期間延長許可等を受けている**被告において、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会規則及び内規等の**具体的審査基準に不合理な点がなく、原子力規制委員会の適合性判断に看過し難い過誤、欠落がないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証をする訴訟上の義務があり、被告がこの主張、立証を尽くさない場合には、当該事項については本件発電所の安全性に欠けるところがあり**人格権侵害の具体的な危険の存在が事実上推定される**ものと解するのが相当である。

人格権侵害の具体的危険性の有無が審理の対象になるということ

【審理対象】

審理における実際上の最重要争点が規制基準の合理性、規制基準の適用の合理性の有無であること

人格権侵害の具体的危険性の有無

原告らから

のうち、深層防護の第1から第4の防護レベルに相当する事項については、本件発電所につき、設置変更許可、**【争点】**工事計画認可及び運転期間延長許可等を受けている**被告において、**原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会規則及び内規等の**規制基準に相当する点がなく、原子力規制委員会**の適合性判断に看過し難い過誤、欠落がないことについて、相当の根拠、資料に基づき、**主張、立証をする訴訟上の義務があり、被告がこの主張、立証を尽くさない場合には、**当該事項については本件発電所の安全性に欠けるところがあり**人格権侵害の具体的な危険の存在が事実上推定される**ものと解するのが相当である。

目次

本裁判の争点

主張立証責任

基準地震動が低水準であることと地域特性の関係

観測記録と基準地震動の対比

被告主張の留意点

主張立証責任について

【争点】

**規制基準の「合理性」
規制基準適用の「合理性」**



伊方最高裁判決の判断枠組み

規制基準の合理性及び規制基準の適用の合理性

証明を**被告側に求める**

主張立証責任について

伊方最高裁「行政訴訟」判断枠組み 「民事訴訟」採用例

水戸地裁（令和3年3月18日）東海第二原子力発電所運転差止請求事件
（抜粋）

被告において、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会規則及び内規等の具体的審査基準に不合理な点がなく、原子力規制委員会の適合性判断に看過し難い過誤、欠落がないことについて、相当の根拠、資料に基づき、主張、立証をする訴訟上の義務があり、被告がこの主張、立証を尽くさない場合には、当該事項については本件発電所の安全性に欠けるところがあり人格権侵害の具体的な危険の存在が事実上推定されるものと解するのが相当である。

主張立証責任について

伊方最高裁「行政訴訟」判断枠組み 「民事訴訟」採用例

水戸地裁（令和3年3月18日）東海第二原子力発電所運転差止請求事件
（抜粋）

立証責任を「事実上被告側に転換」

被告において、原子炉等規制法に基づき、原子力規制委員会規則及び内規等の**具体的審査基準に不合理な点がなく、原子力規制委員会の適合性判断に看過し難い過誤、欠落がないことについて、**相当の根拠、資料に基づき、主張、立証をする訴訟上の義務があり、**被告がこの主張、立証を尽くさない場合には、**当該事項については本件発電所の安全性に欠けるところがあり人格権侵害の具体的な危険の存在が事実上推定されるものと解するのが相当である。

主張立証責任について

【争点】

規制基準の「合理性」
規制基準適用の「合理性」

「合理性」の有無について



原則、**原燃が立証責任を負っている**（伊方判断枠組み）

ただし、**立証責任を負わない当事者は反証する**

※原告側の反証を超えて立証しなければならないのは被告である。

主張立証責任について

【争点】

規制基準が合理的か否か
規制基準適用が合理的か否か

原告
が反証

基準地震動が低水準
≡ 基準自体が不合理
≡ 基準適用が不合理

規制基準は**合理的**
規制基準適用は**合理的**

原燃
が本証

地域特性・地盤特性等
低水準でも正当化され
る理由

原燃
に本証

主張立証責任について

原則は被告側に転換されている

【争点】

規制基準が合理的か否か

しかし、原告もある程度立証負担を負う

(低水準)

規制基準は合理的
規制基準適用は合理的

原燃
に立証責任

原告
に立証責任

基準地震動が低水準
≡ 基準自体が不合理
≡ 基準適用が不合理

被告は低水準であることを踏まえて、 合理性を立証 (地域特性等)

地域特性・地盤特性等
低水準(適用)を立証する理由

原燃
立証責任

論理的な思考：橋梁の例

「この橋梁は、**風速□□メートル**を超える風によって落下の危険があるが、この地点では**風速□□メートル**を超える風は吹きません」

気象観測記録上、**風速□□メートル**が
高水準か、低水準か

**動かしがたい事実
(気象観測記録)
と対比**

低水準の風速であった場合には、
「なぜ低水準の風速で収まるのか」
説明が設置管理者に求められる。

論理的な思考：ダム の例

「このダムは、上流で一日あたり△△△**ミリメートル**以上の雨が降れば、放水量を超えてしまい決壊のおそれがあるが、このダムの上流地域では一日あたり△△△**ミリメートル**を超える雨は降りません」

気象観測記録上、一日あたり△△△**ミリメートル**が**高水準か、低水準か**

**動かしがたい事実
(気象観測記録)
と対比**

低水準の降水量であった場合には、**「なぜ低水準の降水量で収まるのか」**説明が設置管理者に求められる。

論理的な思考：再処理工場と地震観測記録

「この再処理工場は、基準地震動**700ガル**以上の地震動が来れば、基準地震動を超えてしまい事故が起きるおそれがあるが、この再処理工場には**700ガル**を超える地震動は来ません」

地震観測記録上、**700ガル**が
高水準か、低水準か

**動かしがたい事実
(地震観測記録)
と対比**

低水準の地震動であった場合には、工場の敷地に限っては700ガルまでしか来ないことの理由の説明が原燃に求められる。

**地域特性、地盤特性の
対比等は、この段階**

規制基準中の地震ガイド I 5.2(4)項

基準地震動は、**最新の知見**や震源近傍等で得られた観測記録によってその妥当性が確認されていることを確認する

(最も重要)

1995年の兵庫県南部地震を契機として地震観測網



20年余の間に判明した科学的知見

最新の知見

規制基準中の地震カテゴリー 5.2(4)項

基準地震動は、**最新の知見**や震源近傍等で得られた観測記録

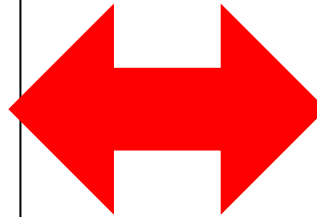
- 1000ガルを超える地震動が多数発生
- 2000ガルを超える地震動も発生
- 4022ガルの地震動も発生

(最も重要)

- 236ガル (プレート間地震に係る地震動想定)
700ガル (基準地震動) ↓ は
20年余の間に判明した科学的知見
平凡な地震動にすぎない

対比

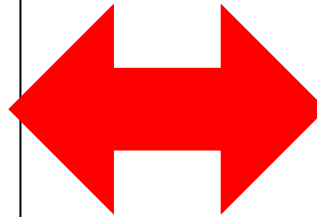
策定結果
(基準地震動)
(検討用地震)



20年余の実際の
地震観測記録

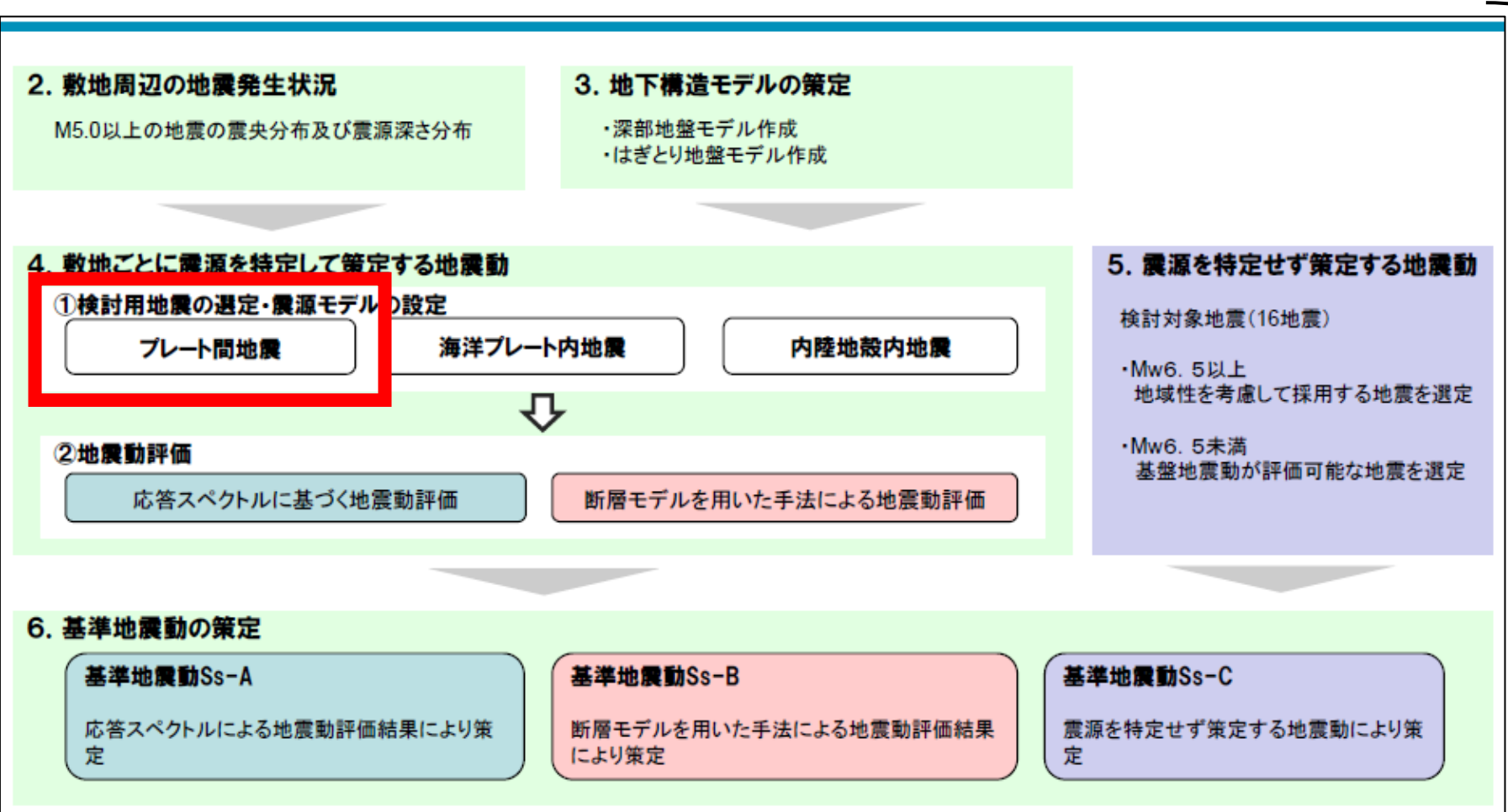
対比

策定結果
(基準地震動)
(検討用地震)



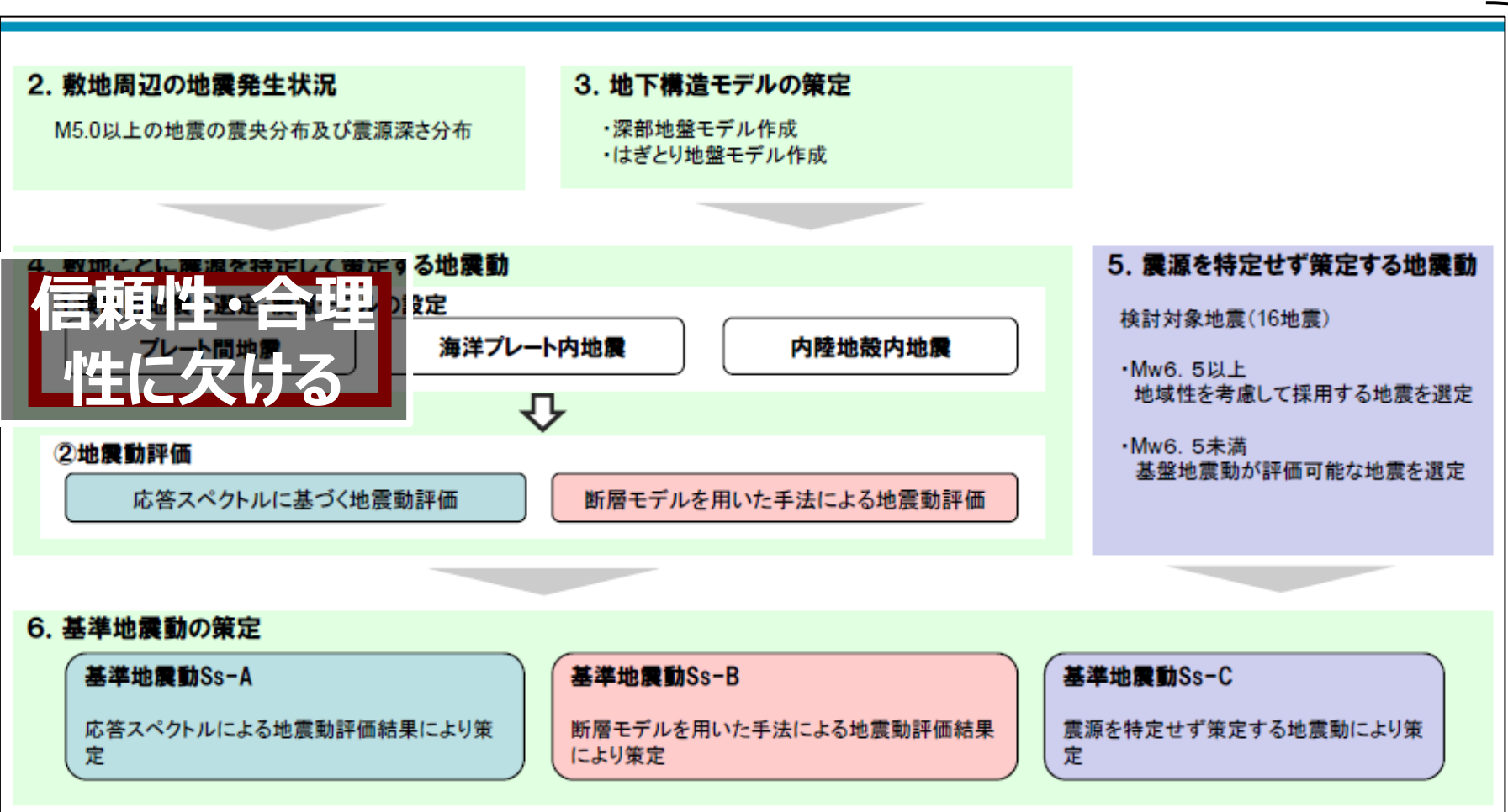
**20年余の実際の
地震観測記録**

□ 検討用地震の位置付け



基準地震動の
策定フロー
(乙91・4^ハ -ジより引用)

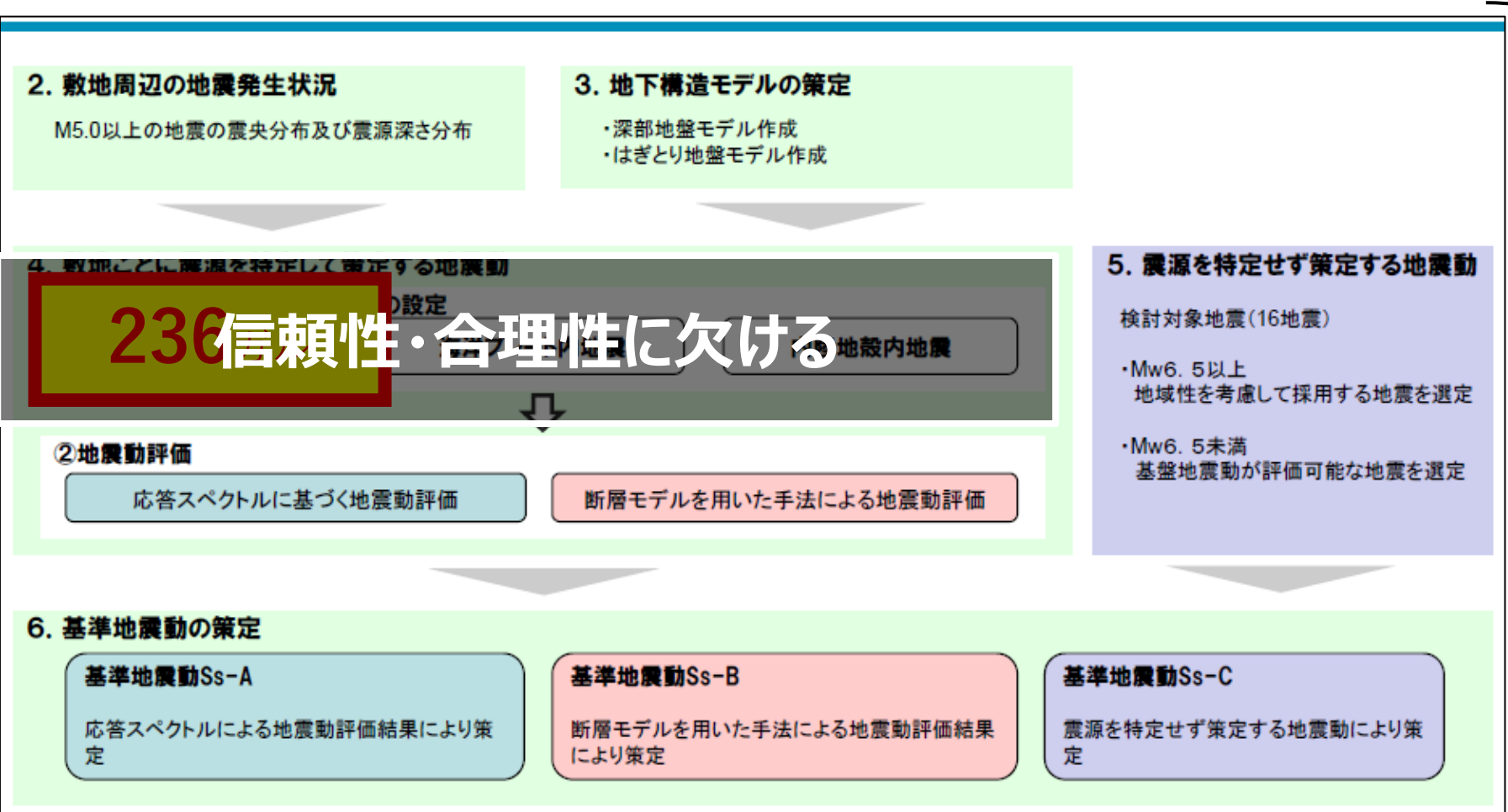
□ 検討用地震の位置付け



信頼性・合理性に欠ける

基準地震動の策定フロー
(乙91・4^ハ -ジより引用)

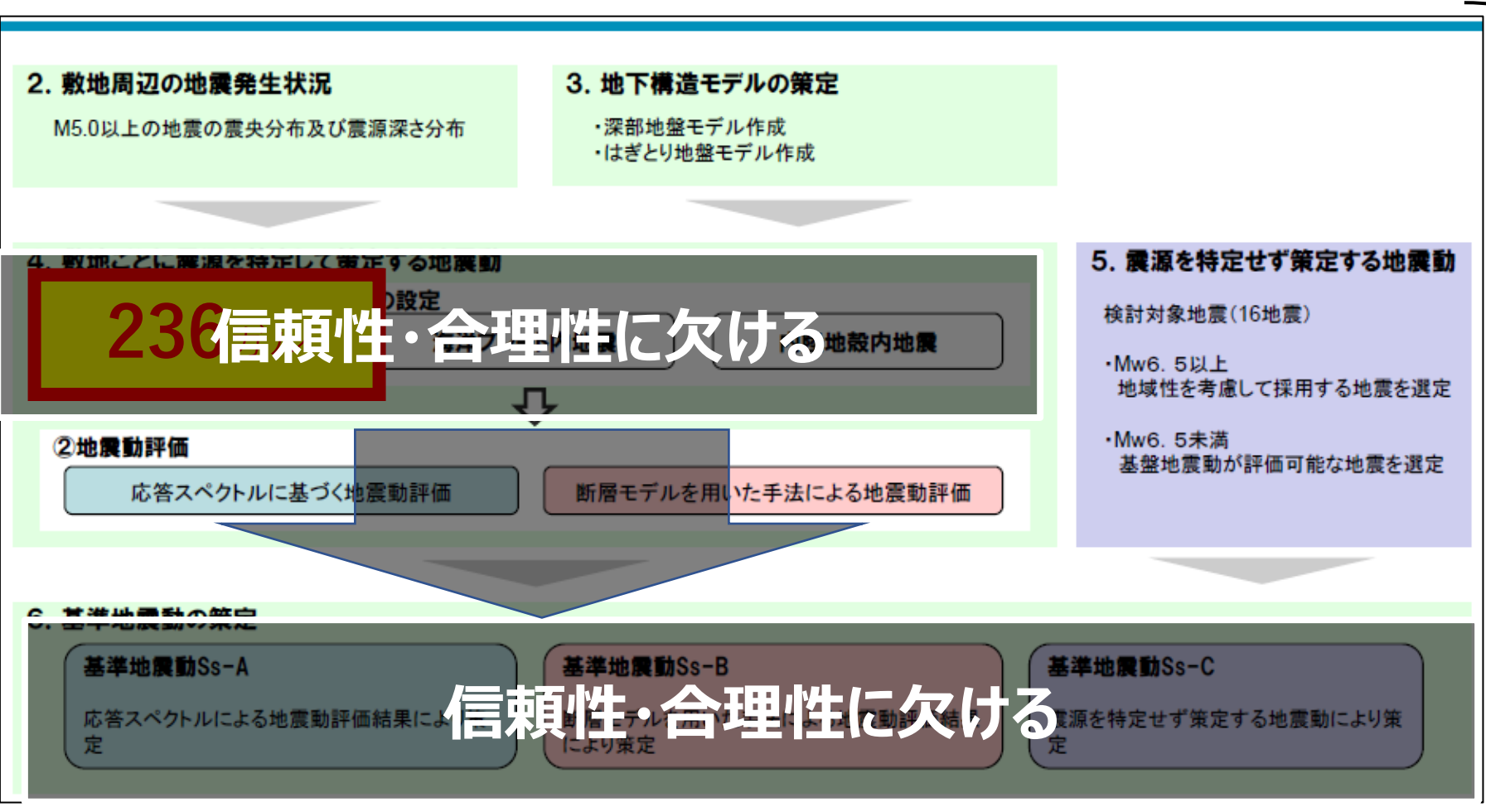
□ 検討用地震の位置付け



236 信頼性・合理性に欠ける

基準地震動の
策定フロー
(乙91・4^ハ -ジより引用)

□ 検討用地震の位置付け

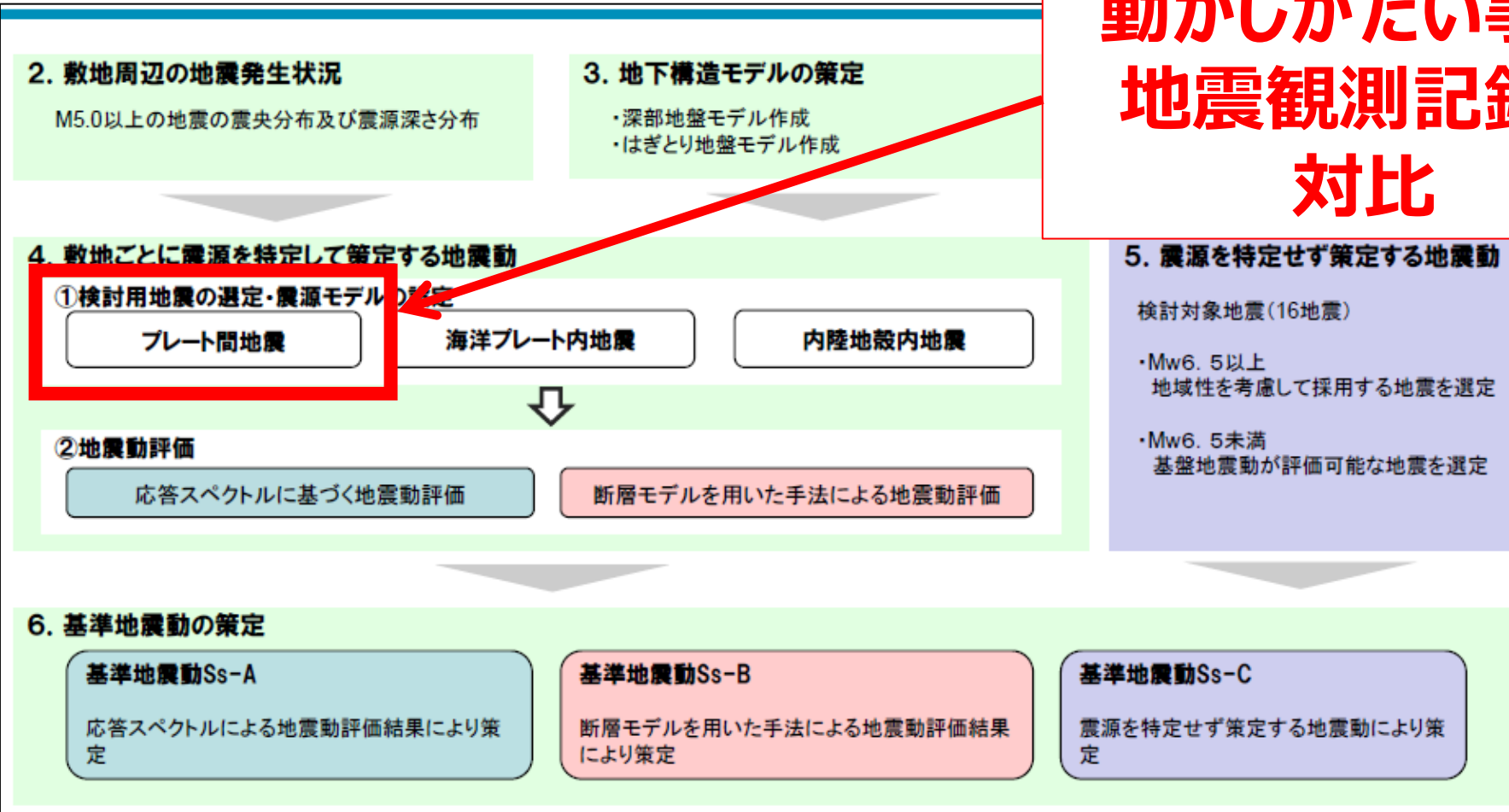


236 信頼性・合理性に欠ける 地殻内地震

信頼性・合理性に欠ける

基準地震動の
策定フロー
(乙91・4^ハ -ジより引用)

□ 検討用地震の位置付け

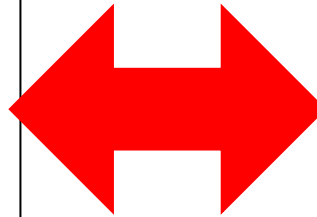


**動かしがたい事実
地震観測記録と
対比**

基準地震動の
策定フロー
(乙91・4^ハ -ジより引用)

対比

策定結果
(基準地震動)
(検討用地震)



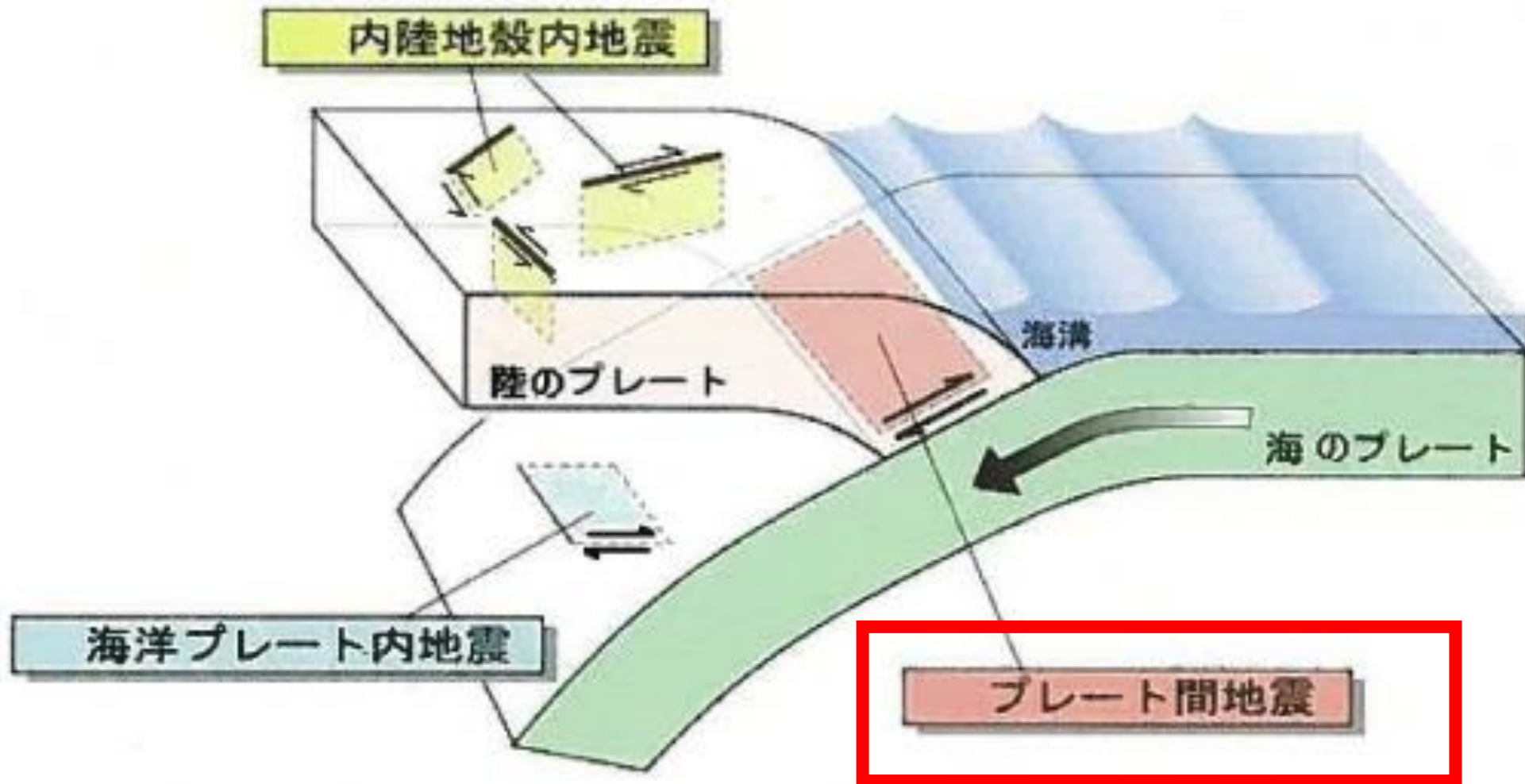
**20年余の実際の
地震観測記録**

検討用地震（プレート間地震）

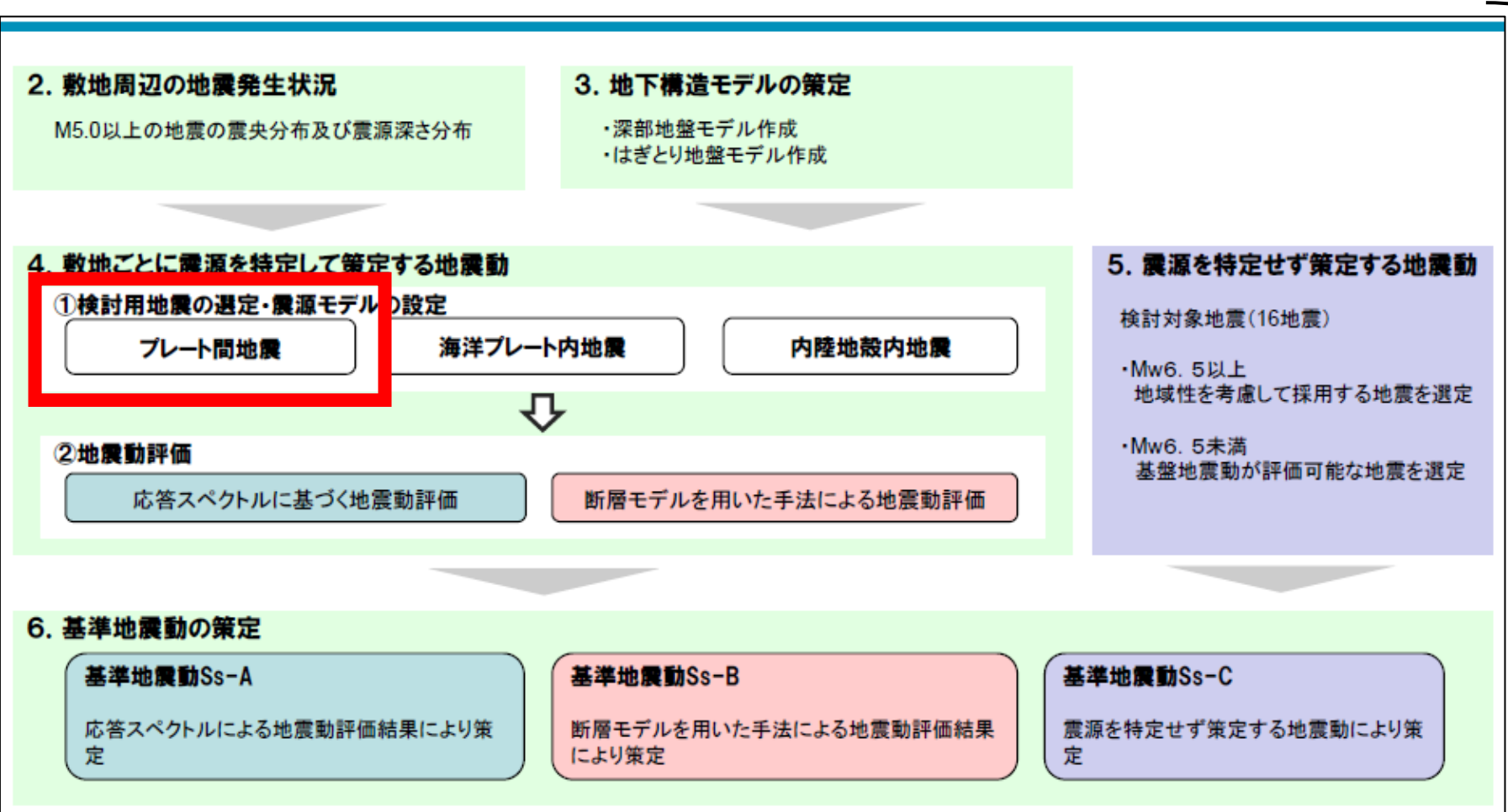
マグニチュード9.0

東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震



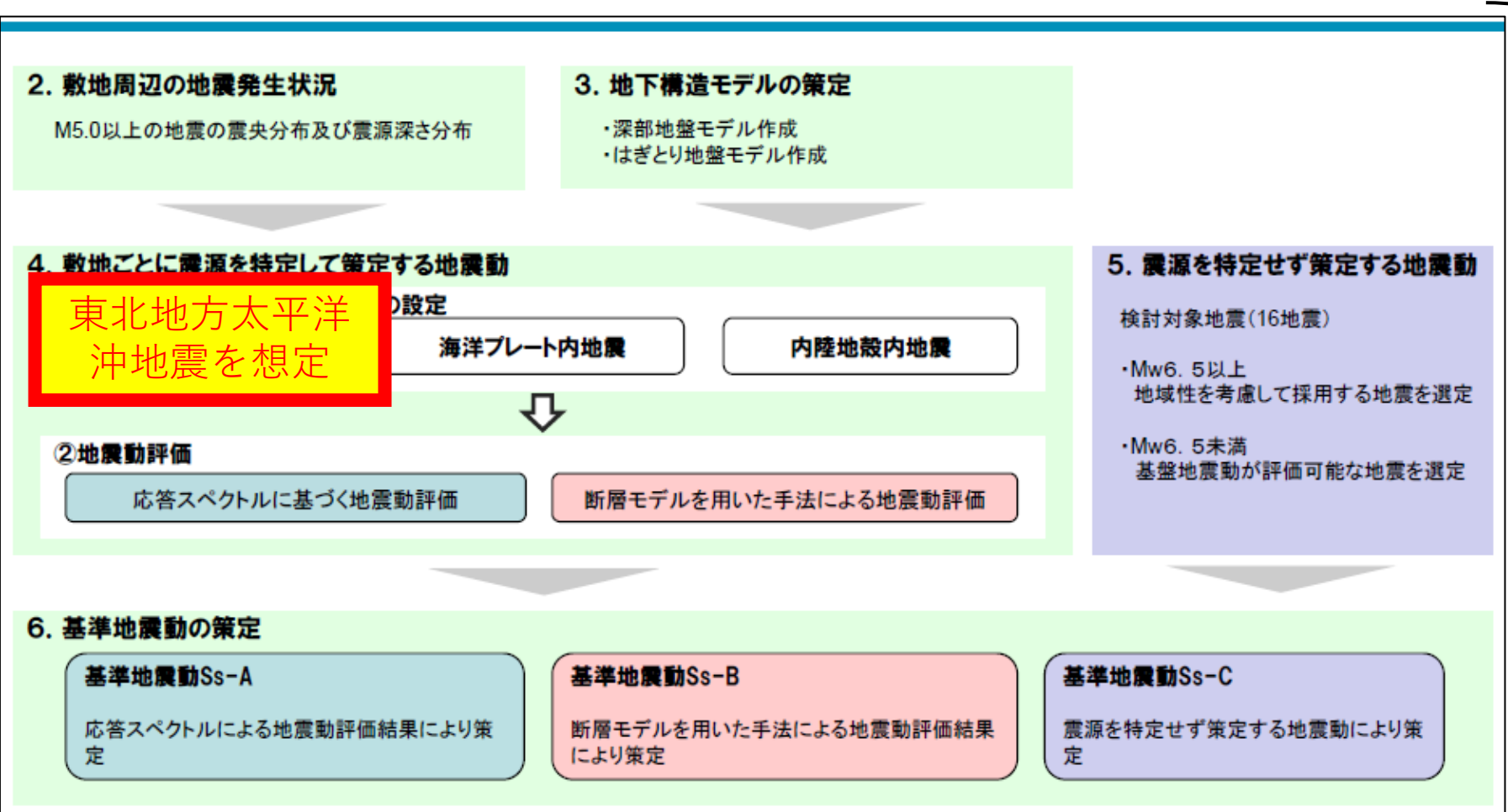


□ 検討用地震の位置付け



基準地震動の
策定フロー
(乙91・4^ハ -ジより引用)

□ 検討用地震の位置付け



基準地震動の
策定フロー
(乙91・4^ハ -ジより引用)

日本原燃の検討用地震

東北地方太平洋沖地震（M9.0）を
踏まえた地震



**236ガル
が上限**

検討用地震

マグニチュード9.0

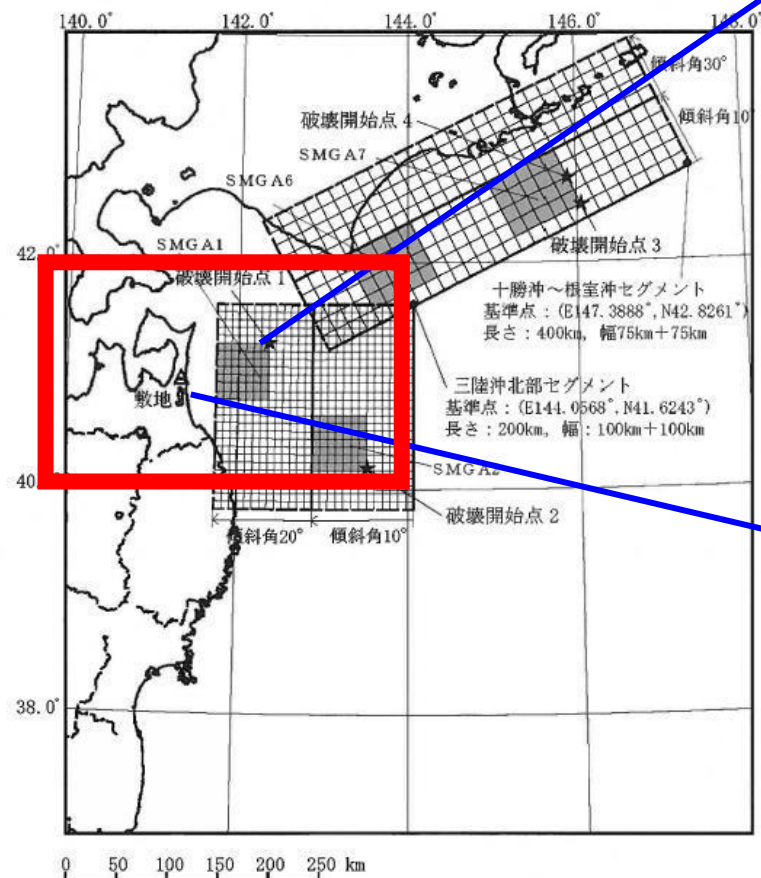
東北沖の太平洋沖地震を想定した地震
極めて不合理

**236ガル
が上限**

検討用地震（プレート間地震）

東北地方太平洋沖地震（Mw9.0）
を踏まえた地震

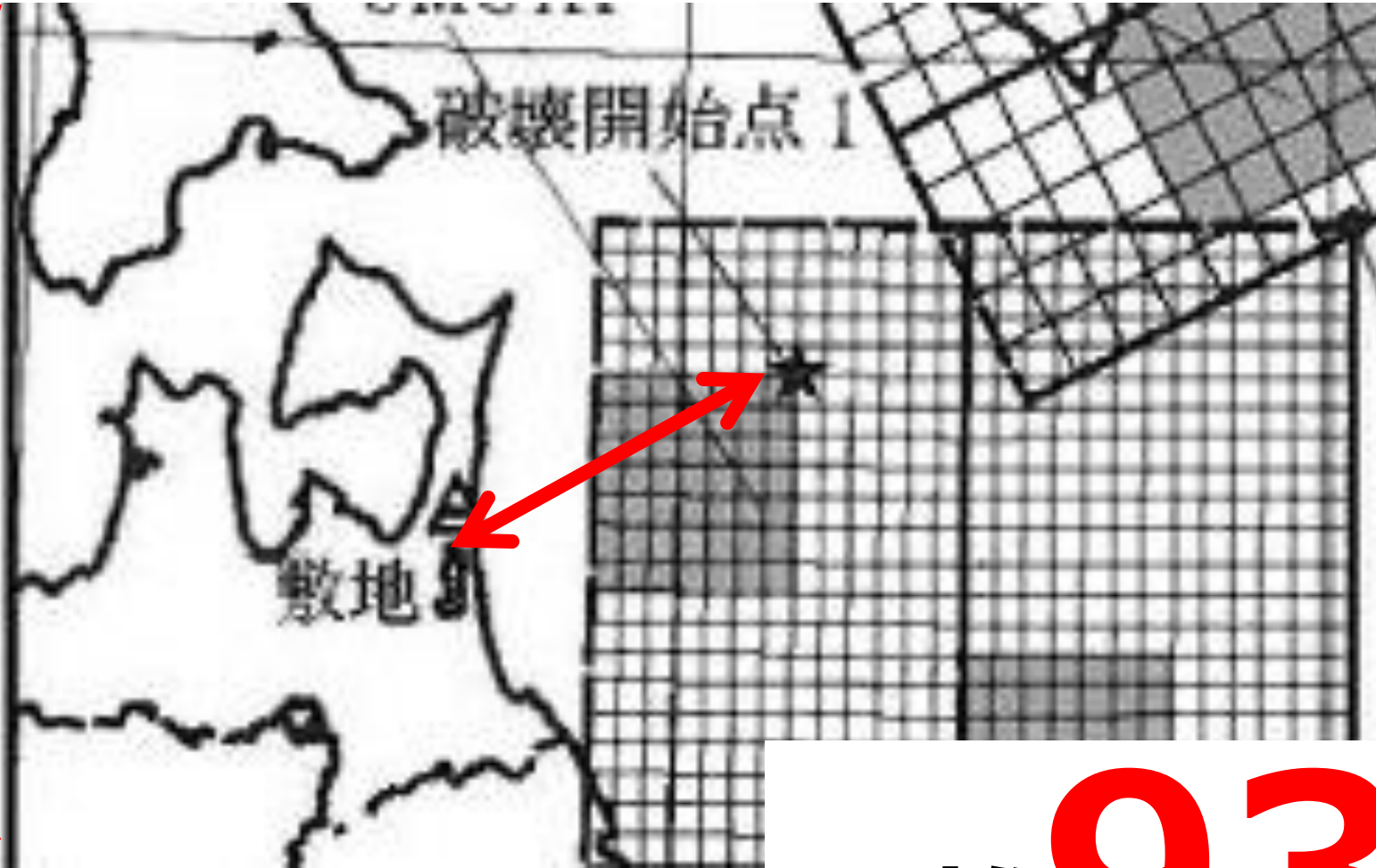
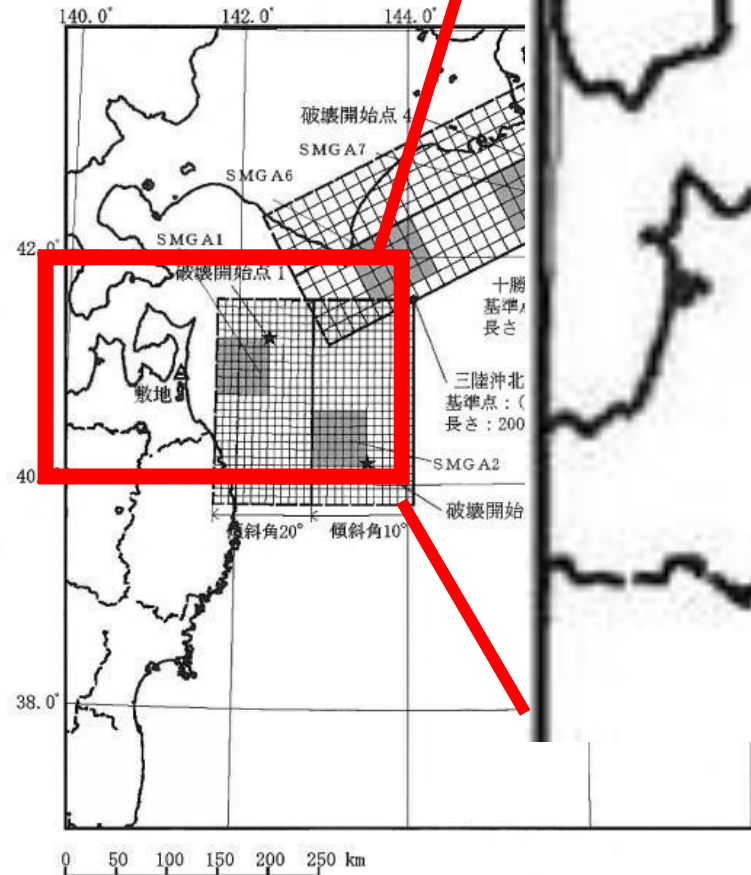
別紙図35 「2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震」断層モデル
(三陸沖北部～根室沖の運動, SMGA位置の不確かさケース) (乙
第85号証4-6-171ページより)



東北地方太平洋沖地震 を踏まえた地震の震源

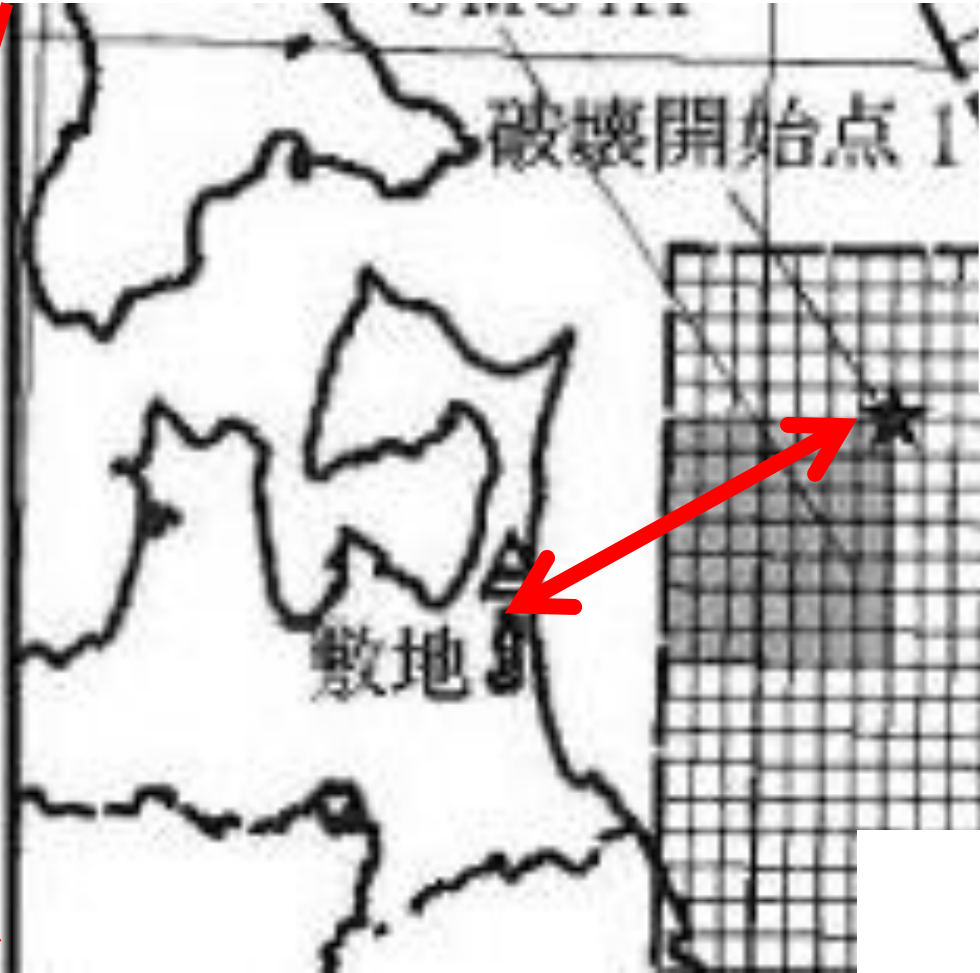
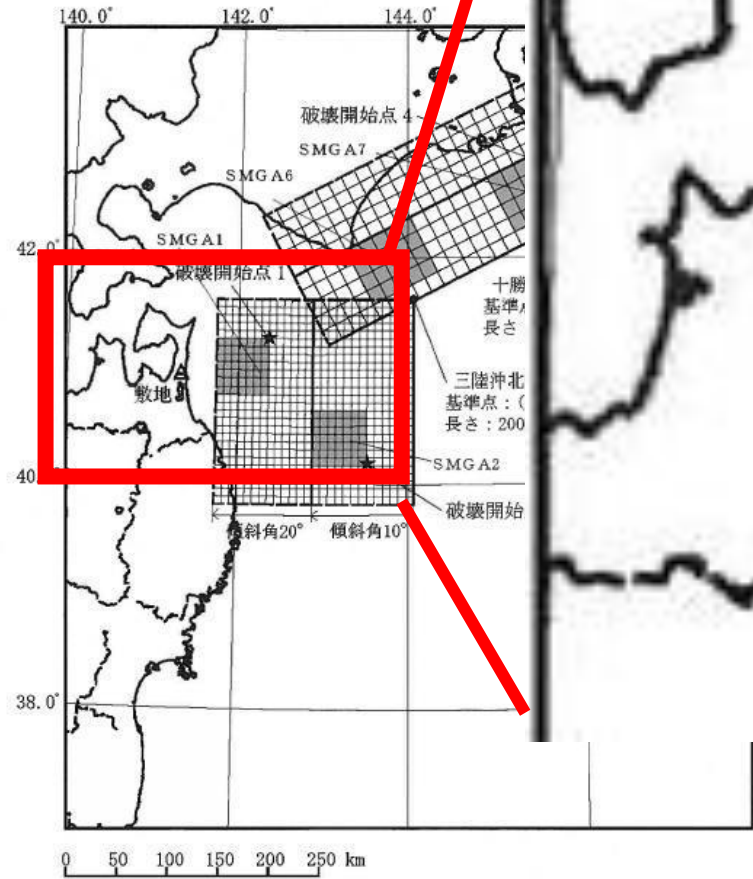
再処理工場

別紙図35 「2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえた:
(三陸沖北部~根室沖の運動, SMGA位置の不確
第85号証4-6-171ページより)



距離 **93** Km

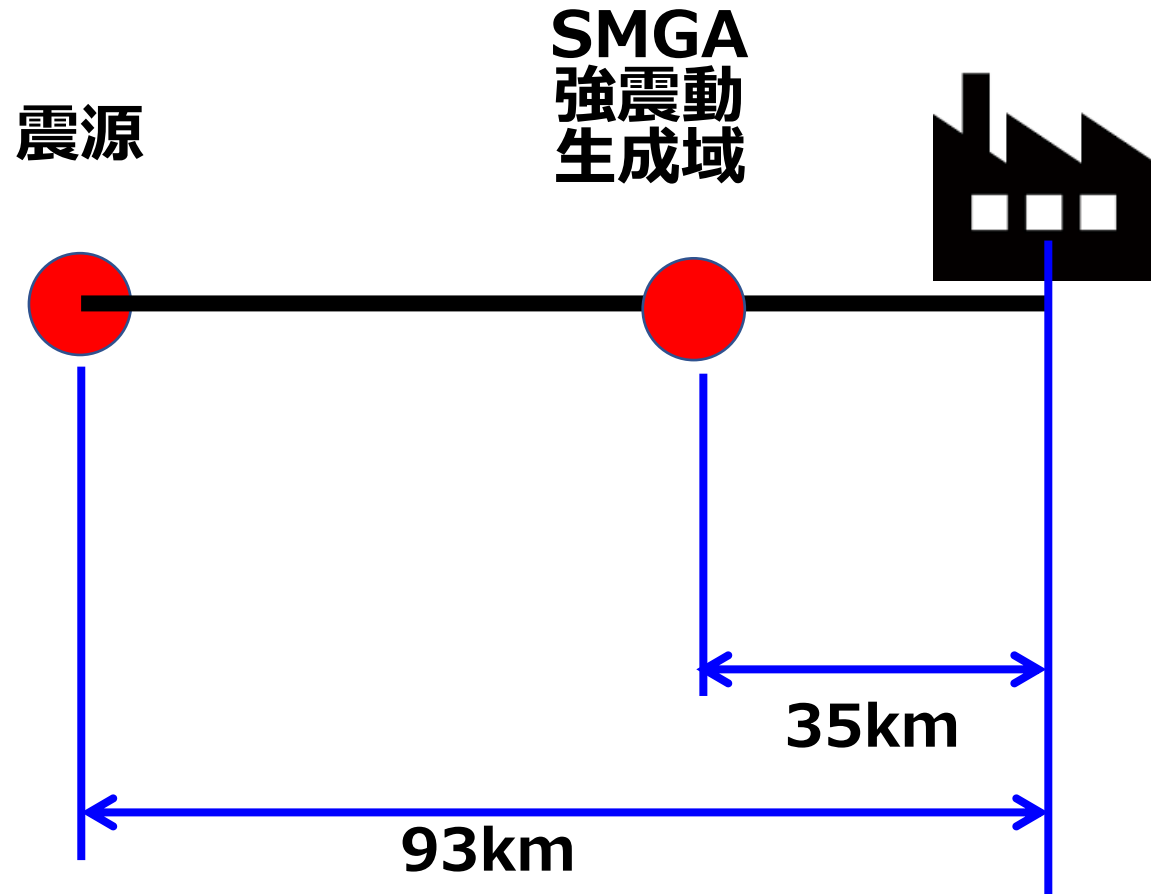
別紙図35 「2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえた:
(三陸沖北部~根室沖の運動, SMGA位置(不詳
第85号証4-6-171ページより)



236ガル
上限

距離 **93** Km

□ 日本原燃の想定（断面）



**236ガルが
上限**

事実（観測記録）との対比

一般論

(絵で分かる地震の科学)

震源から遠ざかると、
地震波の振幅は一般的に小さくなる

東北地方太平洋沖地震の観測記録 (防災科研)

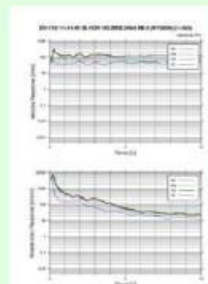
強震記録一覧

データ種別	観測点コード	記録開始時刻	観測点北緯	観測点東経	最大加速度	計測震度	震央距離	観測点名
K-NET	MYG004	2011/03/11-14:46:51	38.73N	141.02E	2933.2gal	6.6	0175km	築館
K-NET	MYG012	2011/03/11-14:46:50	38.32N	141.02E	2018.9gal	6.0	0163km	塩竈
K-NET	IBR003	2011/03/11-14:47:05	36.59N	140.65E	1845.2gal	6.4	0258km	日立
K-NET	MYG013	2011/03/11-14:46:50	38.27N	140.93E	1807.8gal	6.3	0170km	仙台
K-NET	IBR013	2011/03/11-14:47:17	36.16N	140.49E	1762.3gal	6.4	0301km	鉾田
K-NET	TCG009	2011/03/11-14:47:22	36.73N	139.72E	1444.0gal	6.2	0317km	今市
K-NET	FKS016	2011/03/11-14:47:06	37.12N	140.19E	1425.3gal	6.1	0259km	白河
-KiK-	FKSH10	2011/03/11-14:47:04	37.16N	140.09E	1335.4gal	6.0	0266km	西郷
K-NET	IBR004	2011/03/11-14:47:11	36.55N	140.41E	1311.9gal	6.0	0277km	大宮
-KiK-	TCGH16	2011/03/11-14:47:08	36.55N	140.08E	1304.8gal	6.5	0301km	芳賀
K-NET	TCG014	2011/03/11-14:47:09	36.55N	140.17E	1291.1gal	6.3	0294km	茂木
K-NET	FKS010	2011/03/11-14:46:57	37.23N	141.00E	1239.9gal	5.9	0190km	広野
K-NET	IWT010	2011/03/11-14:46:52	38.93N	141.12E	1225.8gal	5.9	0178km	一関
-KiK-	IBRH11	2011/03/11-14:47:10	36.37N	140.14E	1223.9gal	6.2	0309km	岩瀬
-KiK-	MYGH10	2011/03/11-14:46:48	37.94N	140.89E	1136.8gal	6.0	0174km	山元
K-NET	FKS018	2011/03/11-14:47:00	37.40N	140.36E	1110.5gal	5.9	0234km	郡山
K-NET	FKS008	2011/03/11-14:46:58	37.44N	140.57E	1069.2gal	5.7	0215km	船引
-KiK-	IBRH15	2011/03/11-14:47:08	36.56N	140.30E	1062.2gal	5.7	0284km	御前山
K-NET	CHB007	2011/03/11-14:47:26	35.72N	140.23E	1053.5gal	5.5	0353km	佐倉
K-NET	IBR005	2011/03/11-14:47:10	36.39N	140.24E	0996.0gal	6.1	0301km	笠間
K-NET	MYG011	2011/03/11-14:46:42	38.31N	141.50E	0939.2gal	5.6	0121km	牡鹿
-KiK-	FKSH19	2011/03/11-14:46:53	37.47N	140.72E	0914.0gal	6.0	0201km	都路
-KiK-	TCGH13	2011/03/11-14:47:05	36.73N	140.18E	0907.5gal	6.1	0282km	馬頭
K-NET	FKS007	2011/03/11-14:46:55	37.41N	140.96E	0880.6gal	5.7	0184km	大熊

全チャンネルダウンロード
公開している計測震度について



強震記録波形

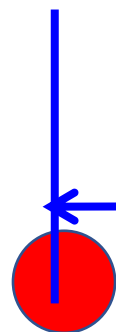


速度応答スペクトル

700ガル以上： 34か所
236ガル以上： 158か所

236ガル以上のうち一番低い

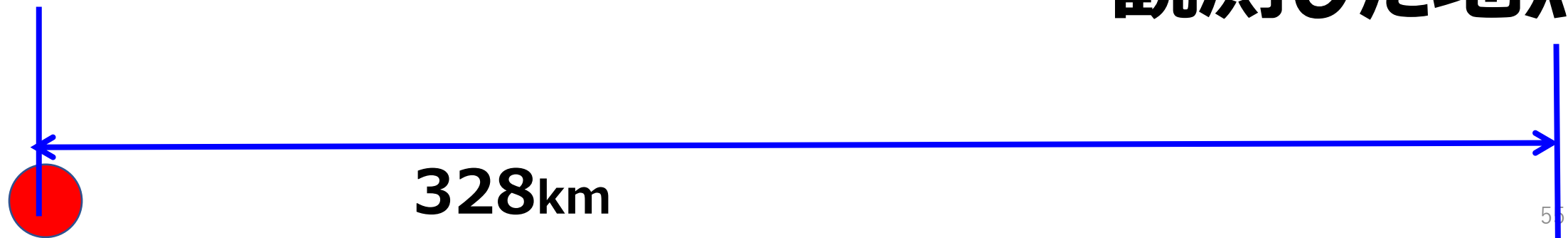
239ガルを
観測した地点

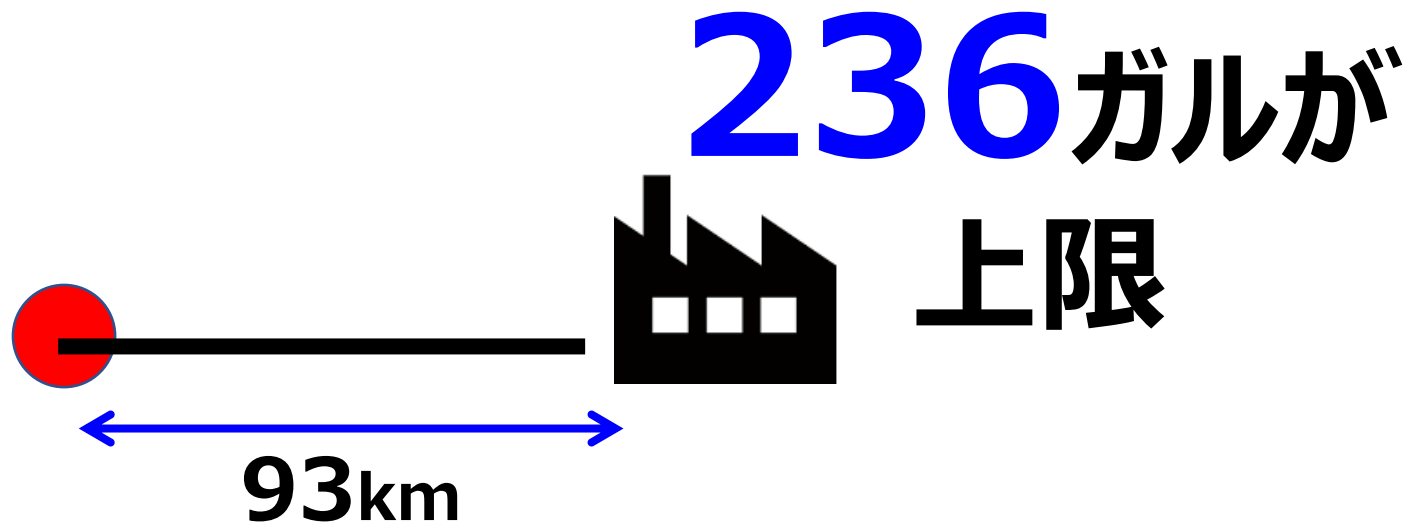


328km

236ガル以上のうち一番低い

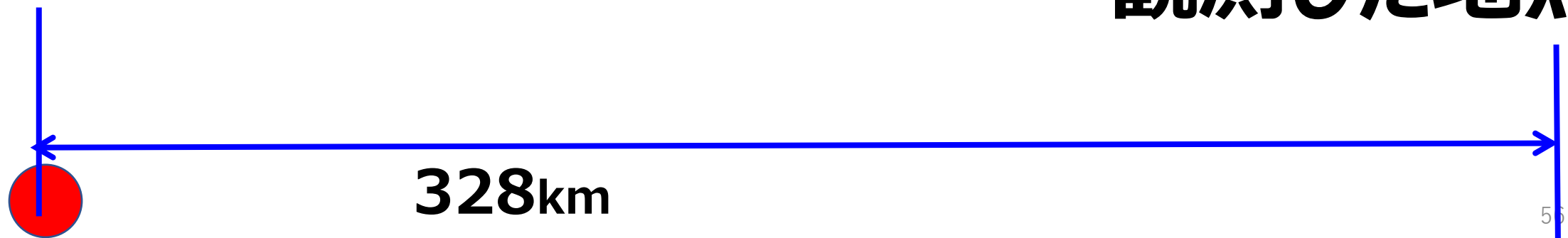
239ガルを
観測した地点





236ガル以上のうち一番低い

239ガルを
観測した地点



比較 検討用地震／東北地方太平洋沖地震

検討用地震	東北地方太平洋沖地震
M9.0	M9.0
<p>近い方が 強い地震動？</p>	239ガル
震源から 93キロ	震源から 328キロ

=

?

↔

距離は
3倍以上
離れる

比較 検討用地震／東北地方太平洋沖地震

検討用地震
M9.0
236 ガル
震源から 93キロ

=

≠



東北地方太平洋沖地震
M9.0
239 ガル
震源から 328キロ

距離は
3倍以上
離れる

比較 検討用地震／東北地方太平洋沖地震

検討用地震	東北地方太平洋沖地震
M7.0	M9.0
236ガル	239ガル
震源から 93キロ	震源から 328キロ

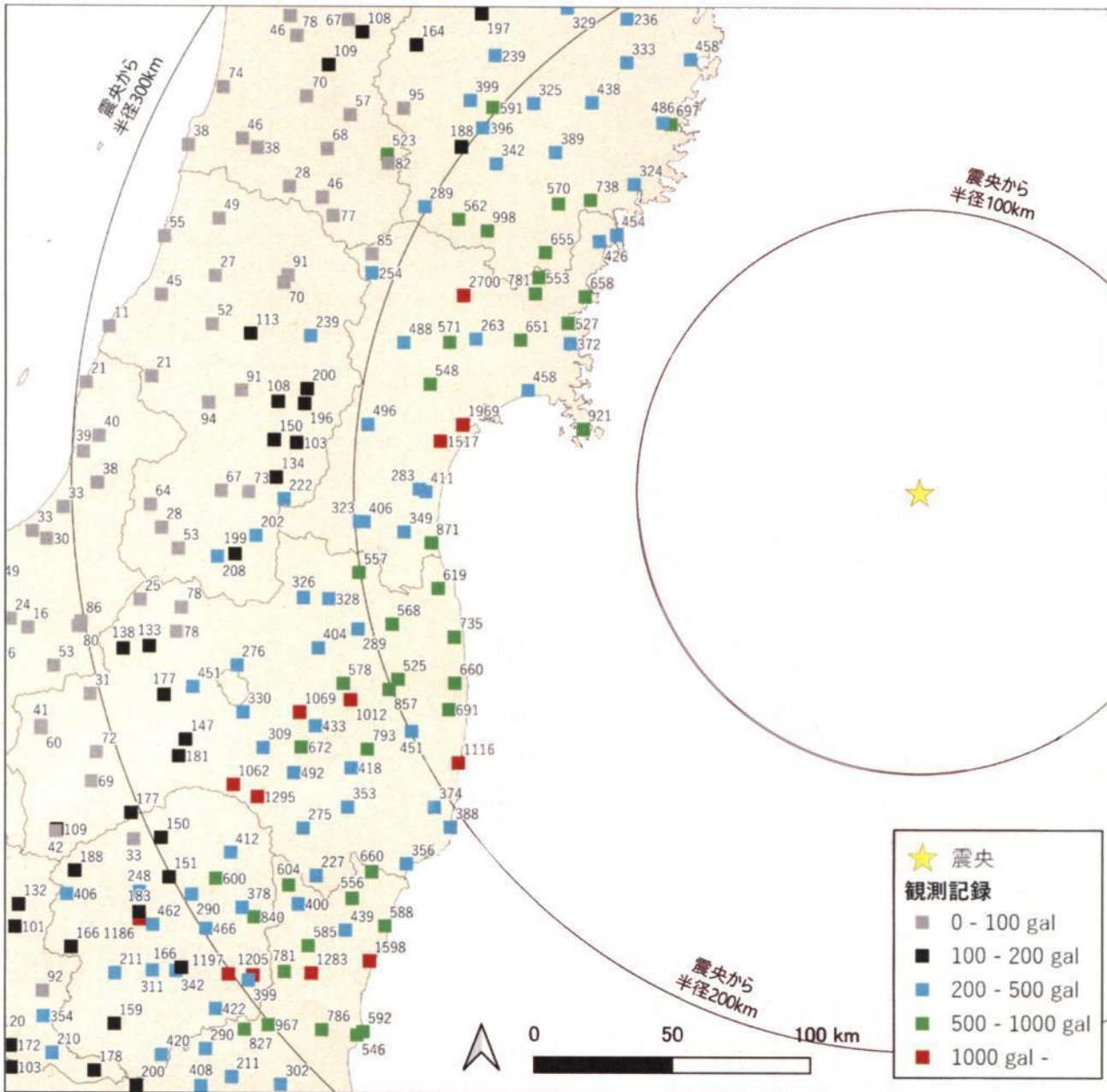
極めて不合理



距離は
3倍以上
離れる

防災科研公表の観測記録

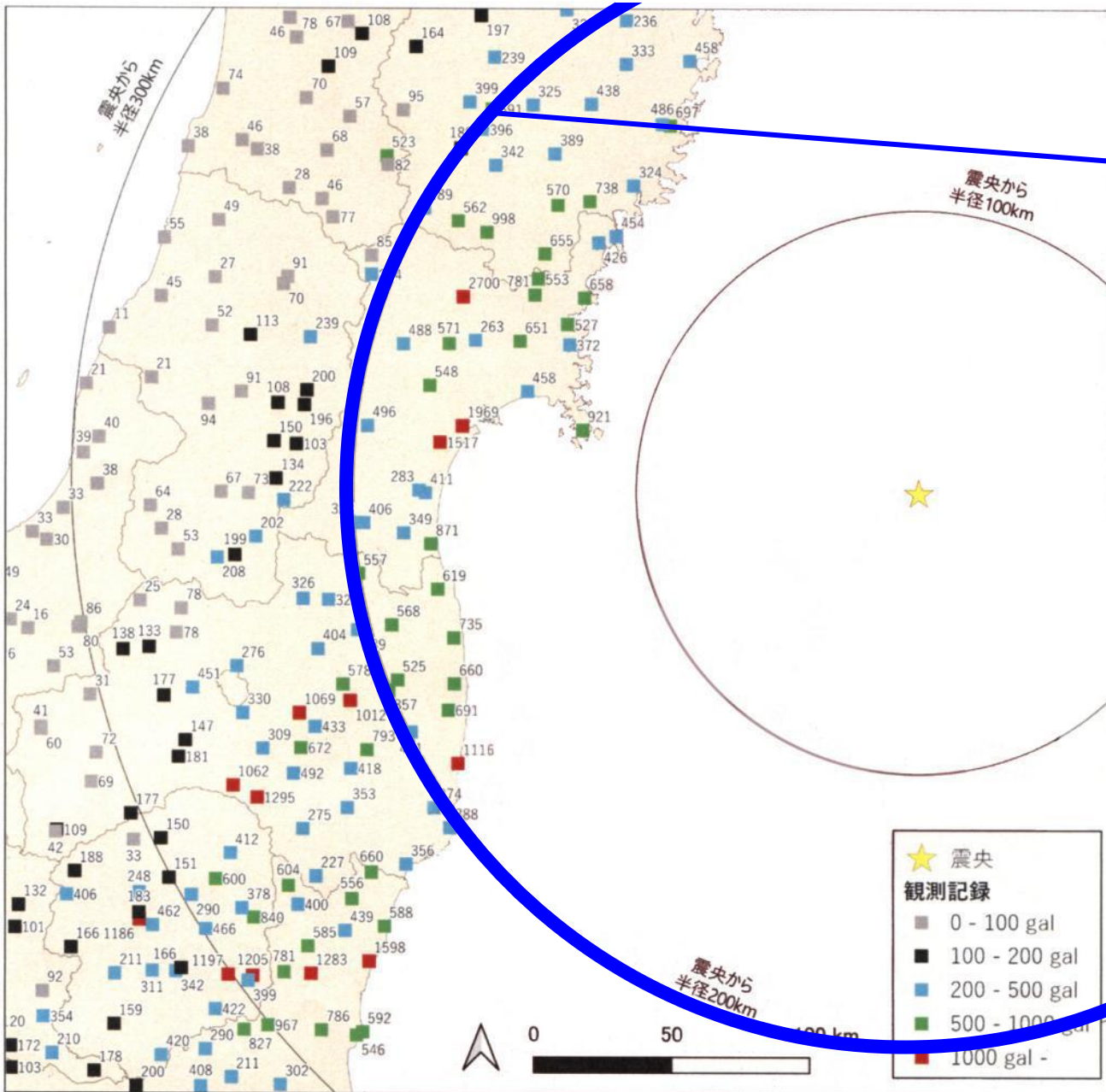
東西, 南北, 鉛直の3方向のうちの
最大加速度を各観測地点ごとに記した図



図中の数字は3成分のうちの最大加速度を記載（単位はガル）

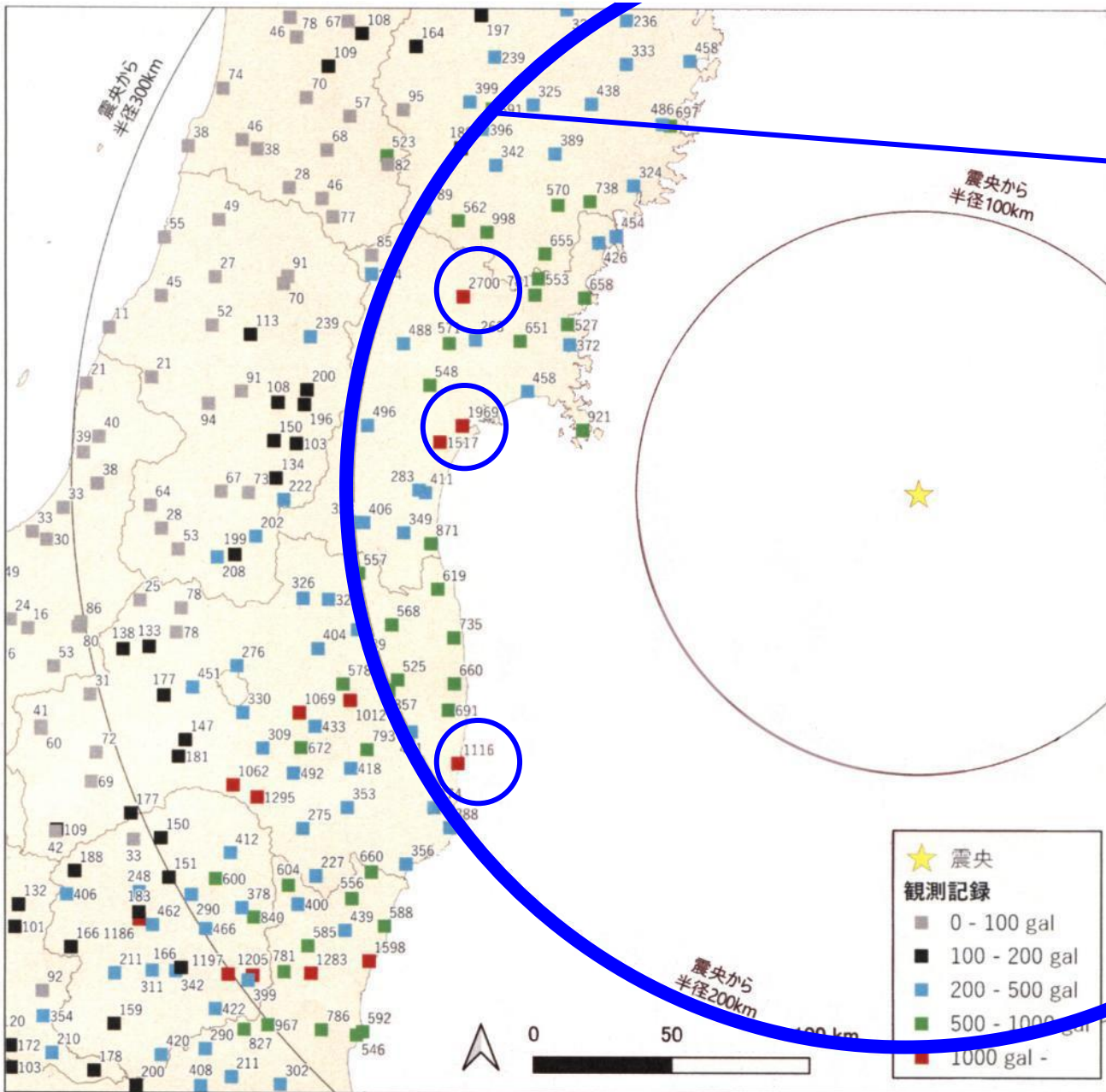
防災科研公表の 各観測地点の地震観測記録

※東西，南北，鉛直の3方向のうちの最大加速度を各観測地点ごとに記した図



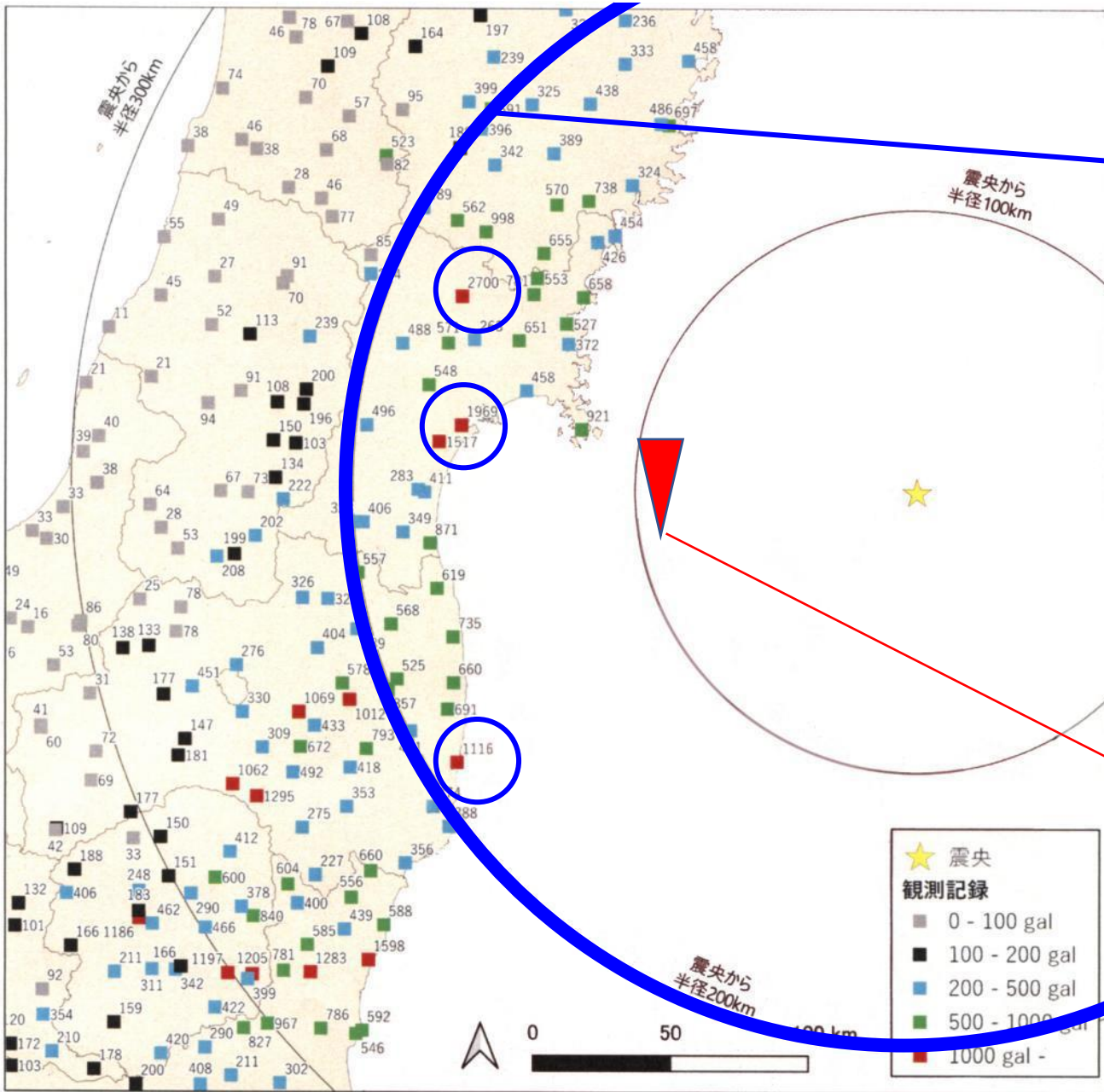
**200 km内
236ガルを下回った観測地点
なし**

図中の数字は3成分のうちの最大加速度を記載（単位はガル）



**200 km内
236ガルを下回った観測地点
なし**

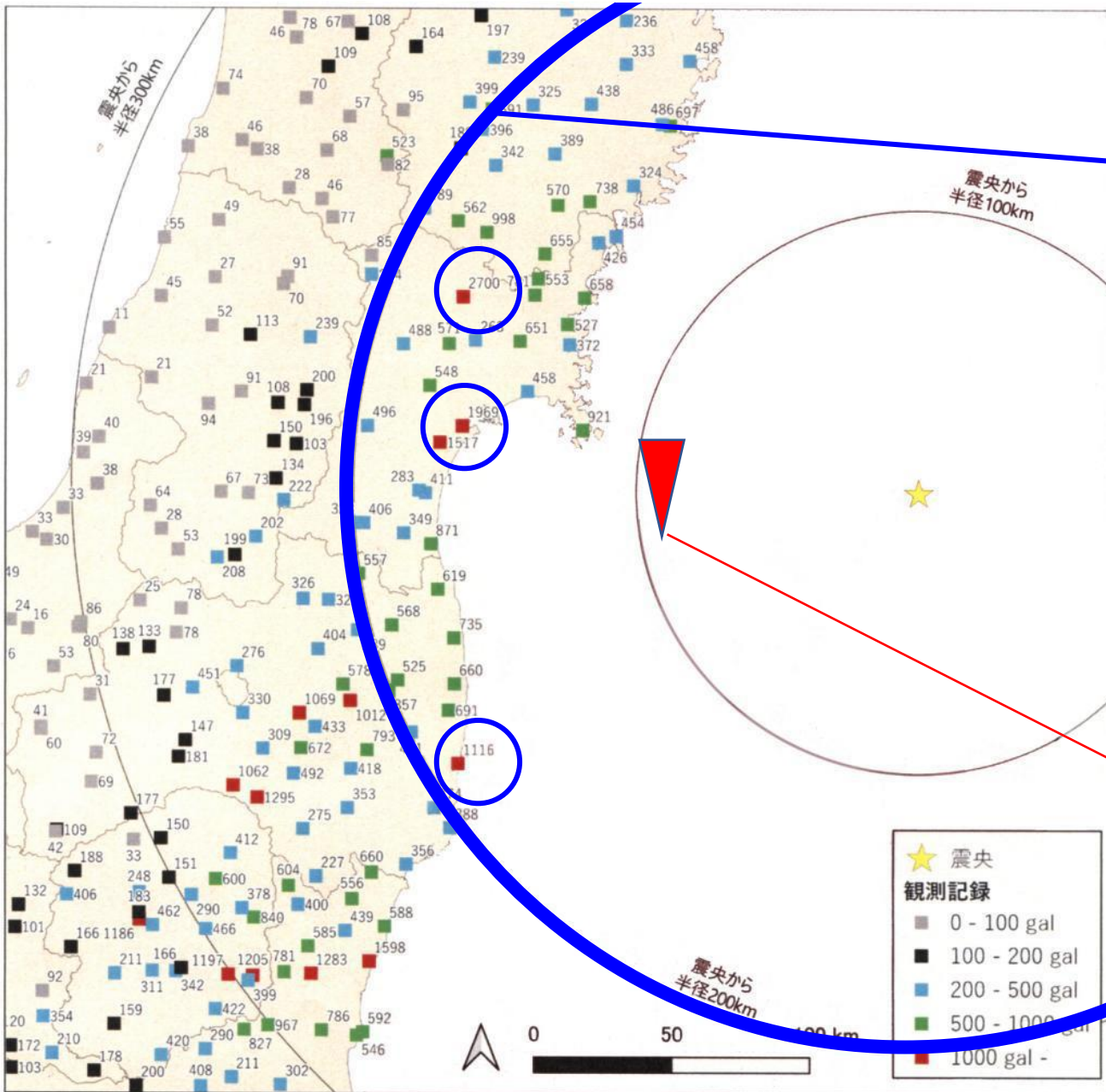
図中の数字は3成分のうちの最大加速度を記載（単位はガル）



**200 km内
236ガルを下回った観測地点
なし**

**93 km
再処理工場**

図中の数字は3成分のうちの最大加速度を記載（単位はガル）



**200 km内
236ガルを下回った観測地点
なし**

**93 km
再処理工場
236ガルが上限**

図中の数字は3成分のうちの最大加速度を記載（単位はガル）

比較 検討用地震／東北地方太平洋沖地震

検討用地震	東北地方太平洋沖地震
M9.0	M9.0
<p>近い方が強い地震動？</p>	<p>236ガル以下は無い</p>
<p>震源から93キロ</p>	<p>震源から200キロ以内</p>

=

?



距離は半分以下に近づく

比較 検討用地震／東北地方太平洋沖地震

検討用地震		東北地方太平洋沖地震
M9.0	=	M9.0
236ガル	<	236ガル以下は 無い
震源から 93キロ	↔	震源から 200キロ以内

距離は
半分以下
に近づく

比較 検討用地震／東北地方太平洋沖地震

検討用地震

東北地方太平洋沖
地震

極めて不合理

236ガル

236ガル以下は
無い

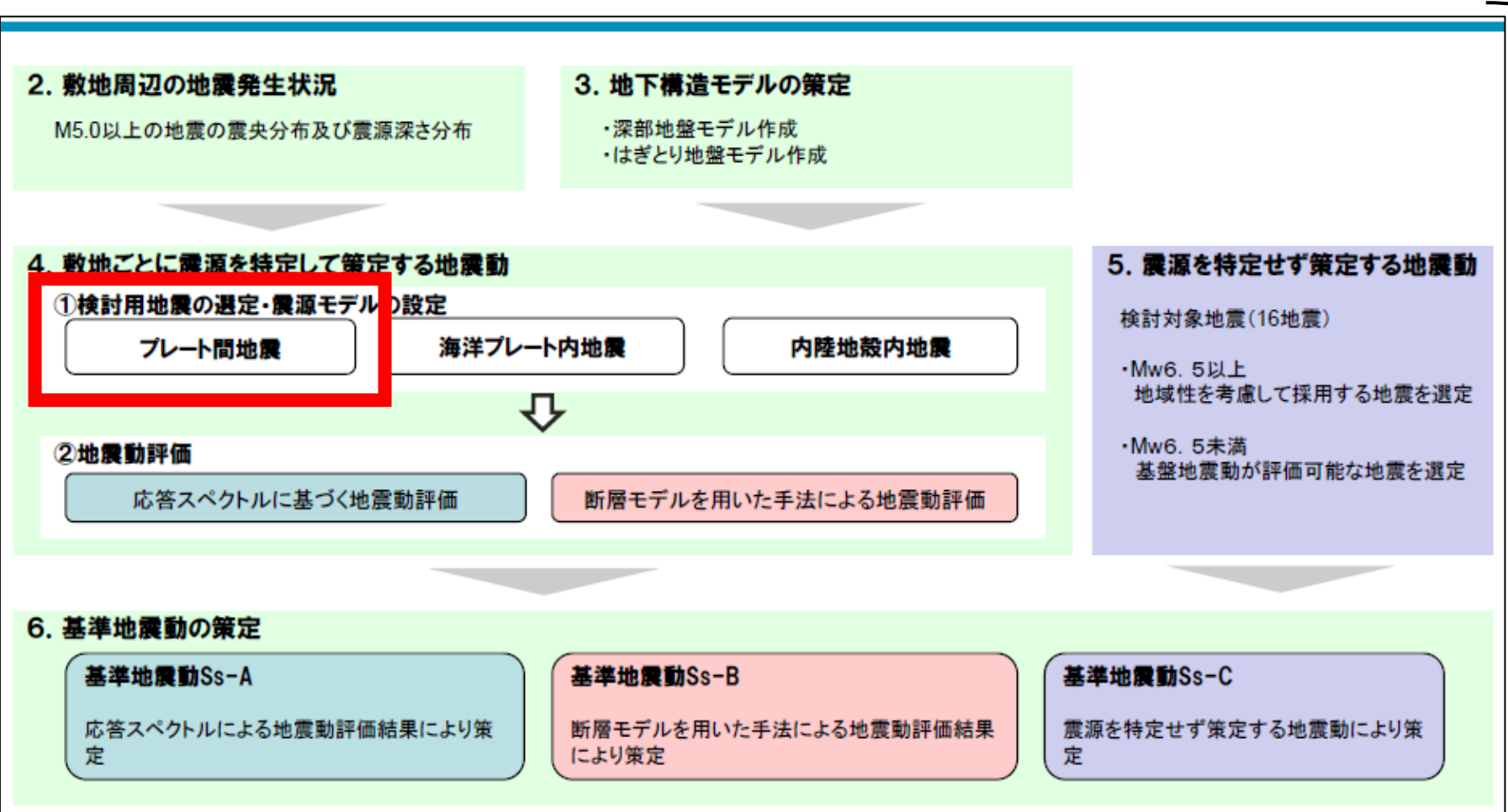
震源から
93キロ

震源から
200キロ以内

距離は
半分以下
に近づく

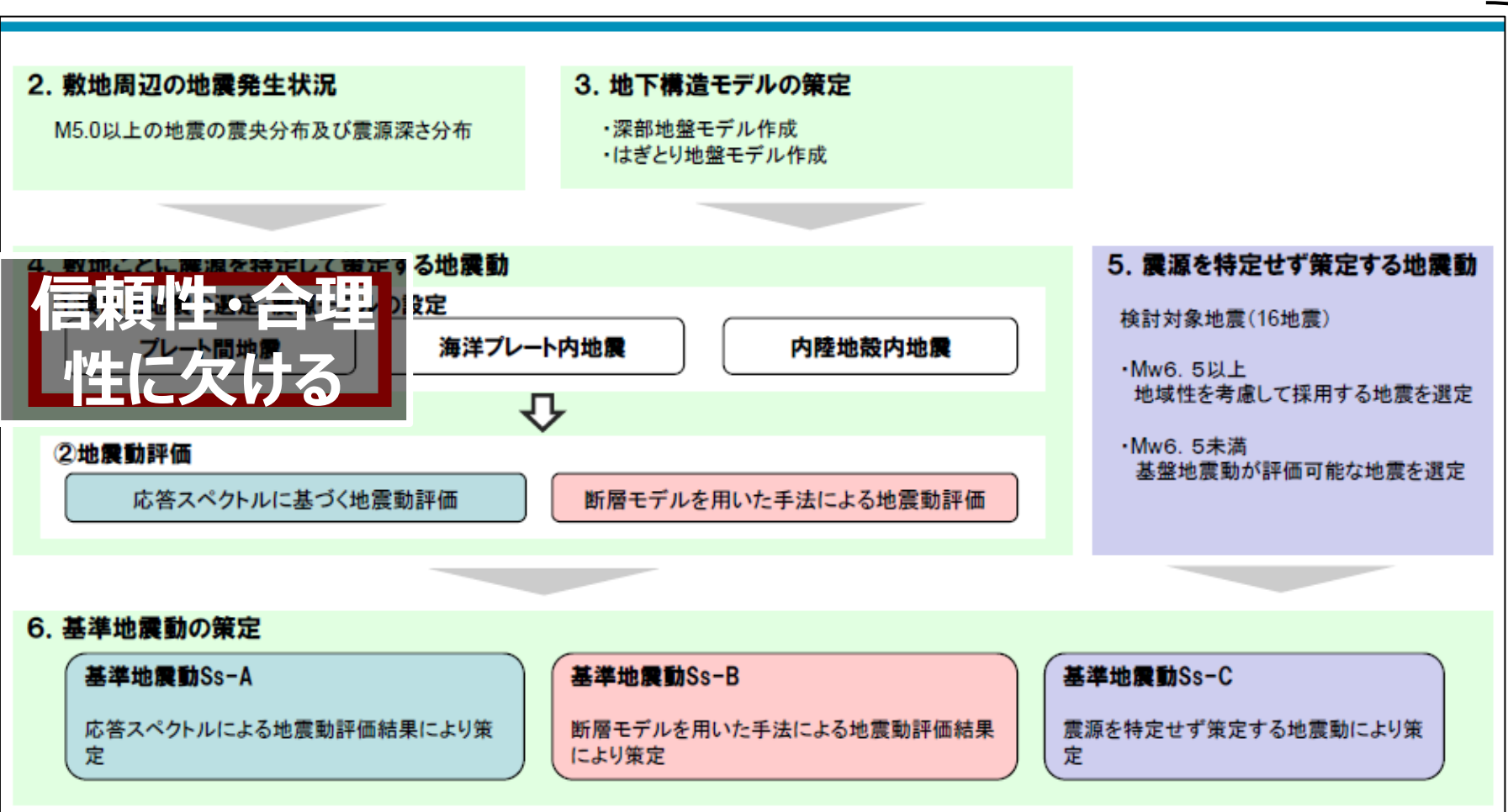
まとめ

□ 検討用地震の位置付け



基準地震動の
策定フロー
(乙91・4^ハ -ジより引用)

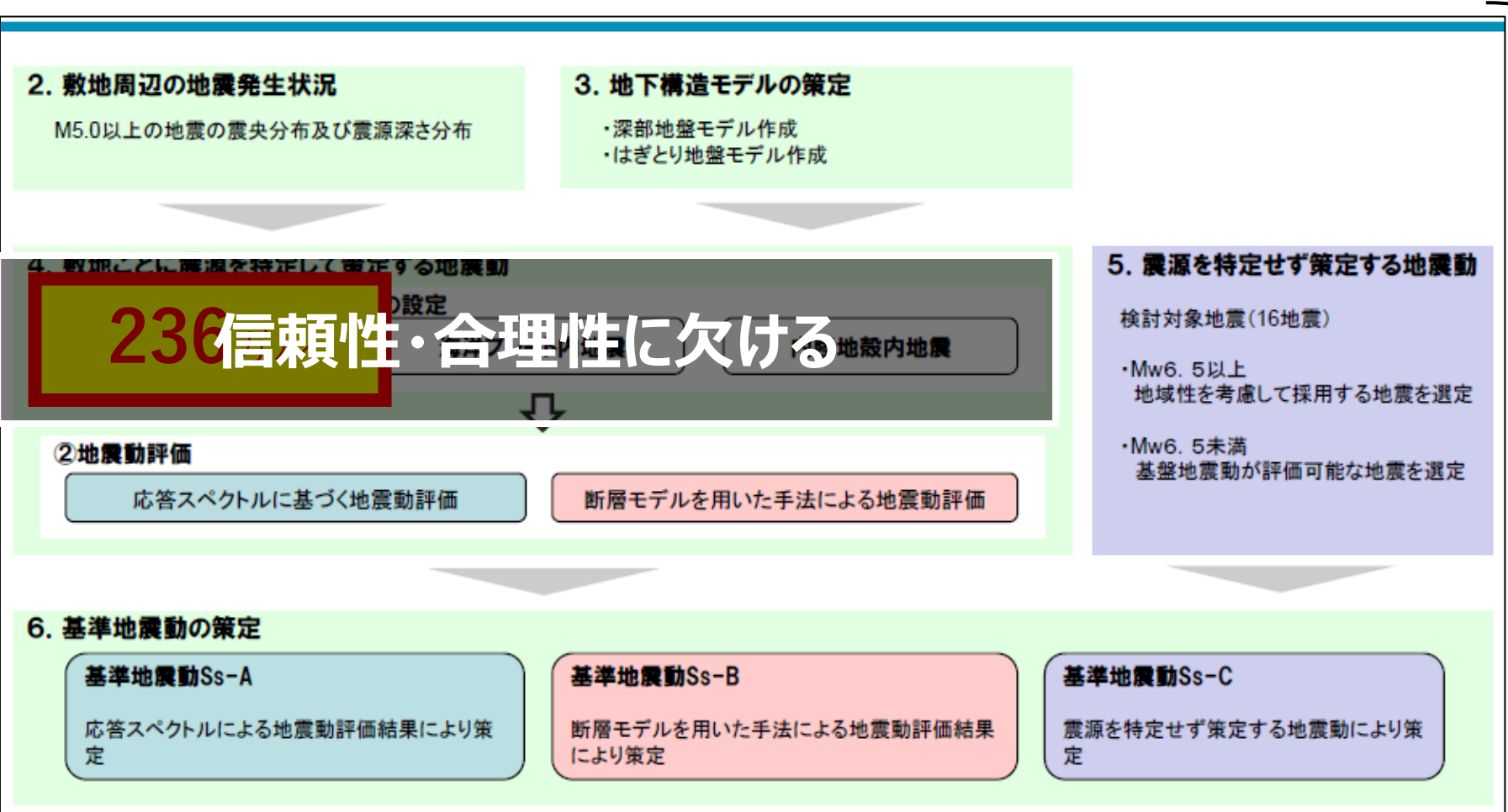
□ 検討用地震の位置付け



信頼性・合理性に欠ける

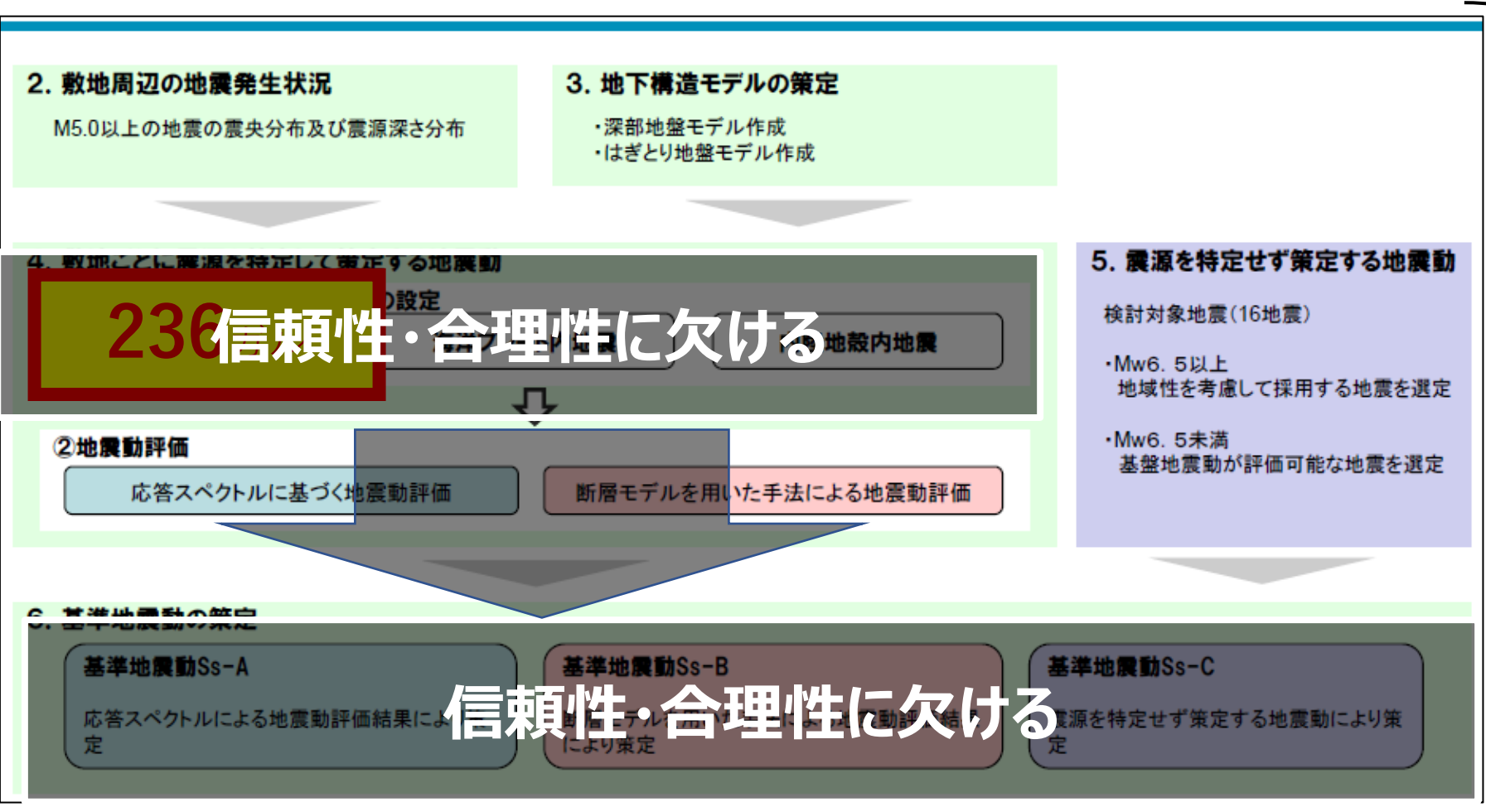
基準地震動の策定フロー
(乙91・4^ハ -ジより引用)

□ 検討用地震の位置付け



基準地震動の
策定フロー
(乙91・4^ハ -ジより引用)

□ 検討用地震の位置付け

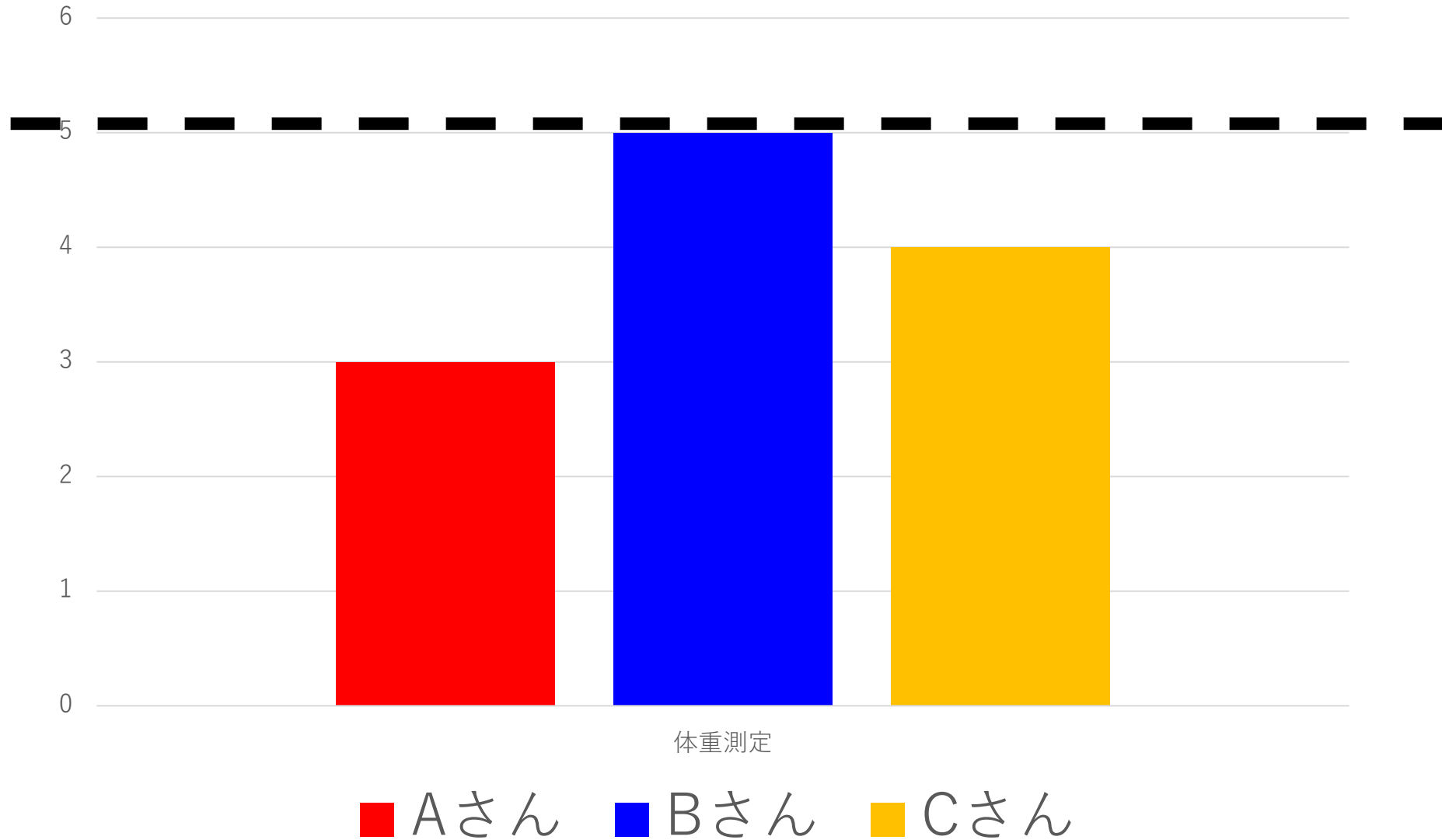


236 信頼性・合理性に欠ける

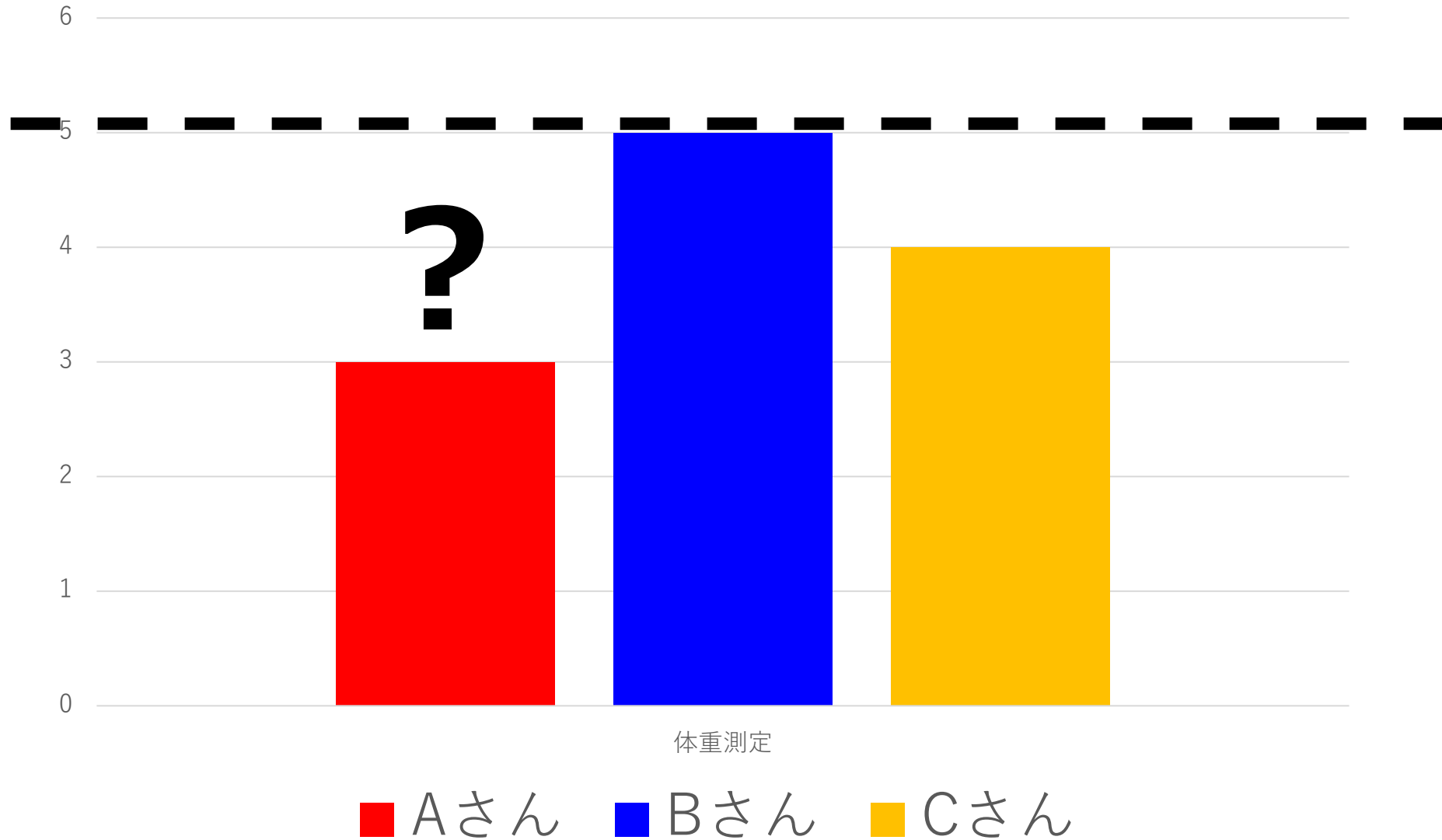
信頼性・合理性に欠ける

基準地震動の
策定フロー
(乙91・4^ア-ジより引用)

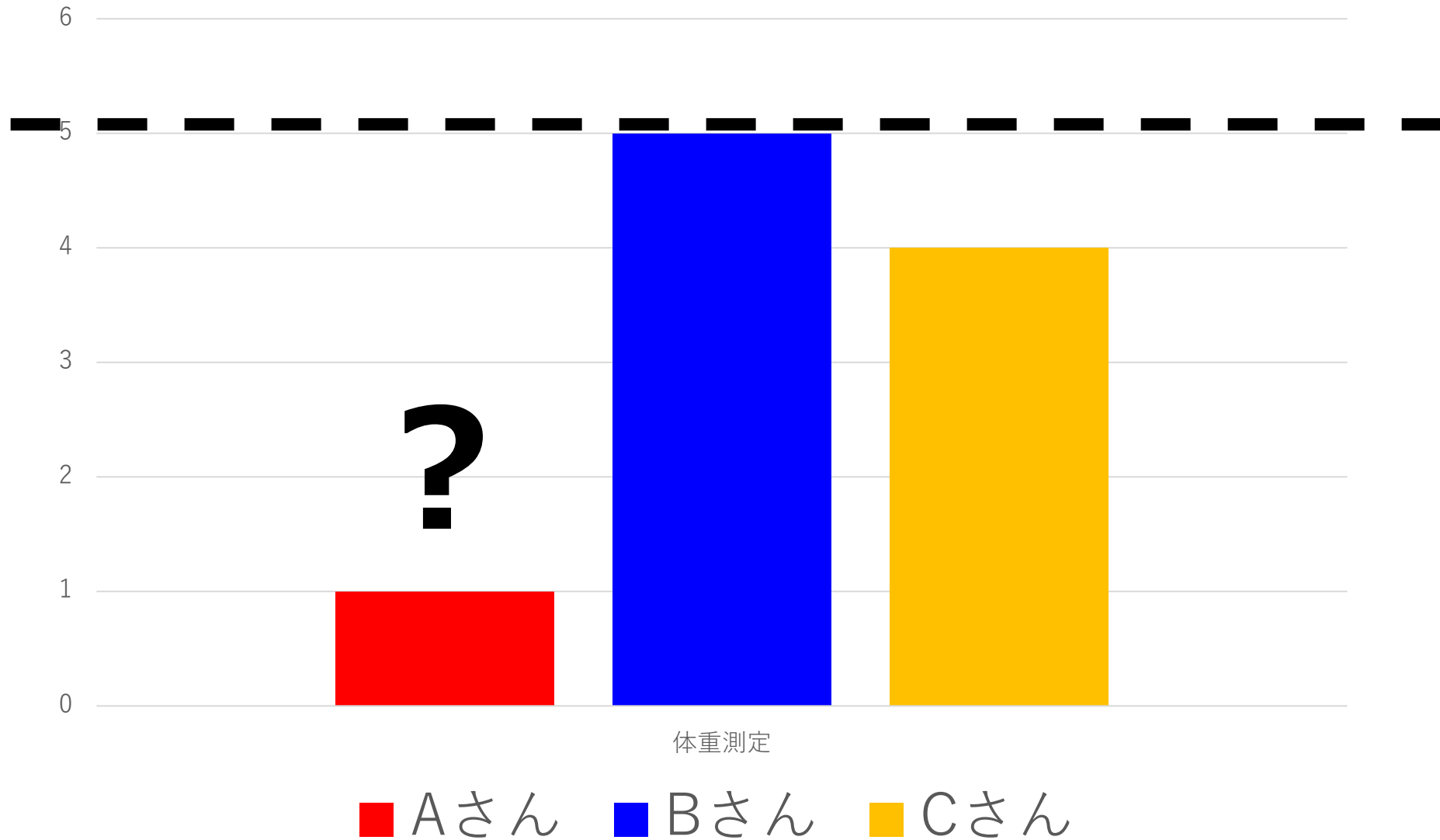
例：複数人の中で一番体重の重い者を選ぶ場合



例：複数人の中で一番体重の重い者を選ぶ場合

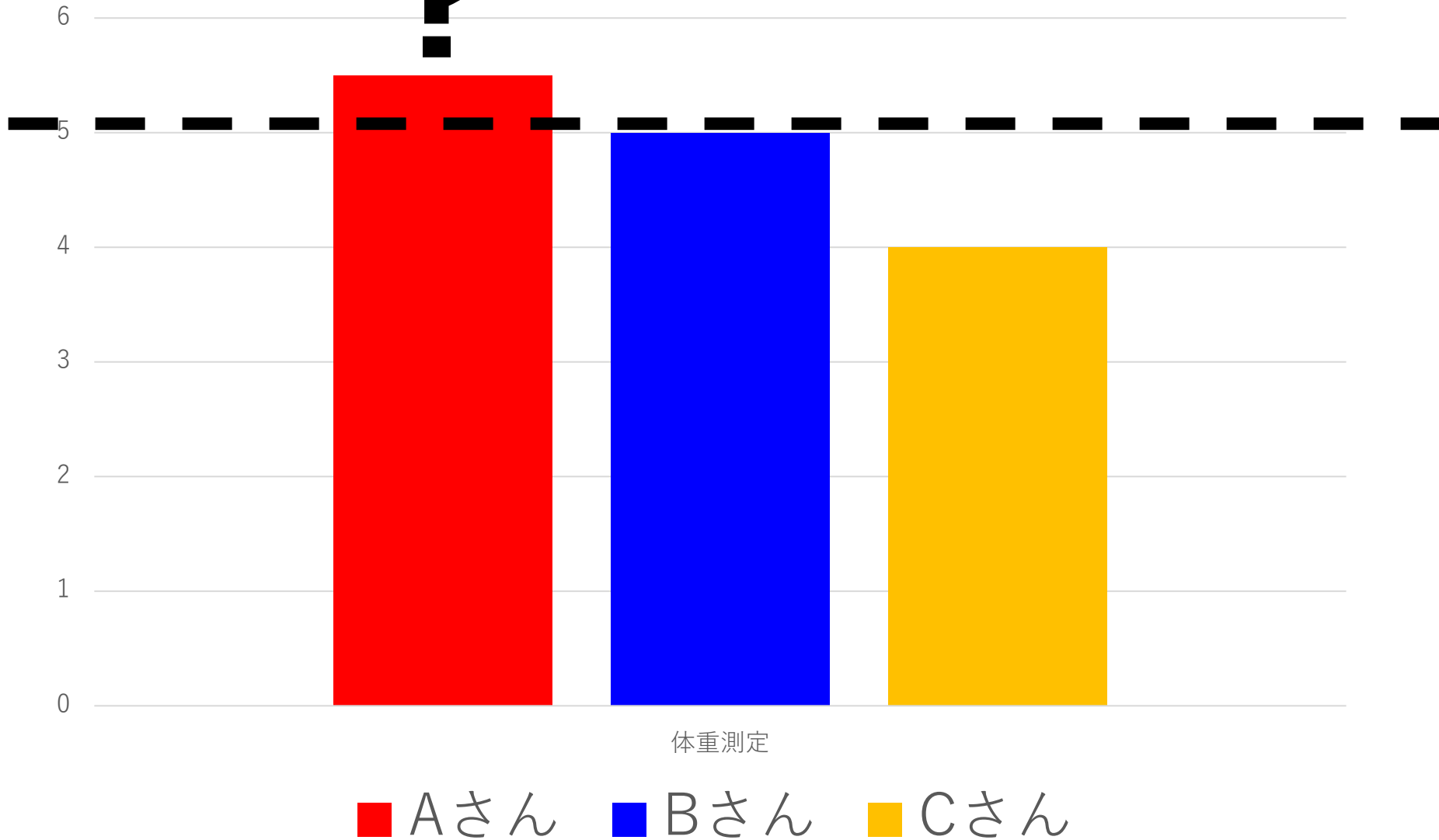


例：複数人の中で一番体重の重い者を選ぶ場合

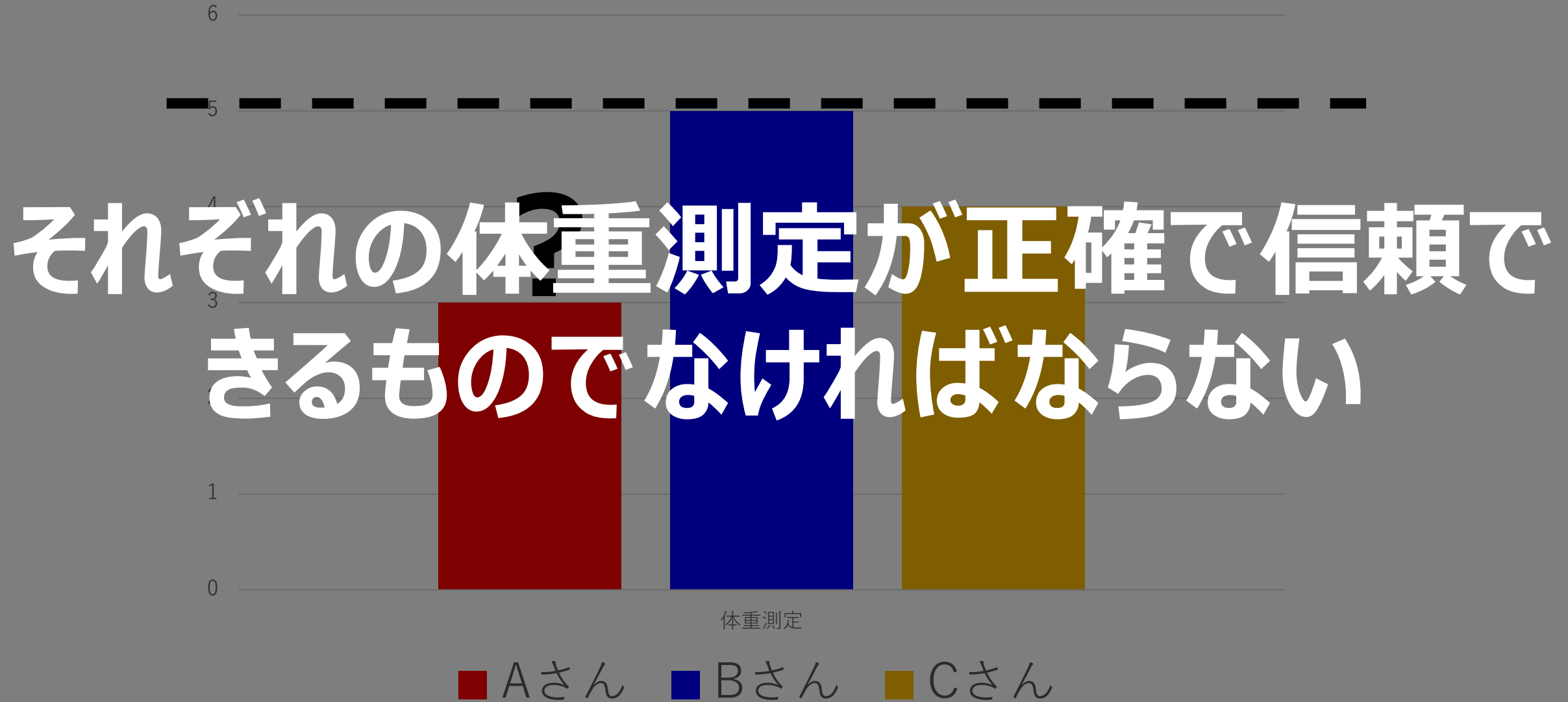


例：複数人の中で一番体重の重い者を選ぶ場合

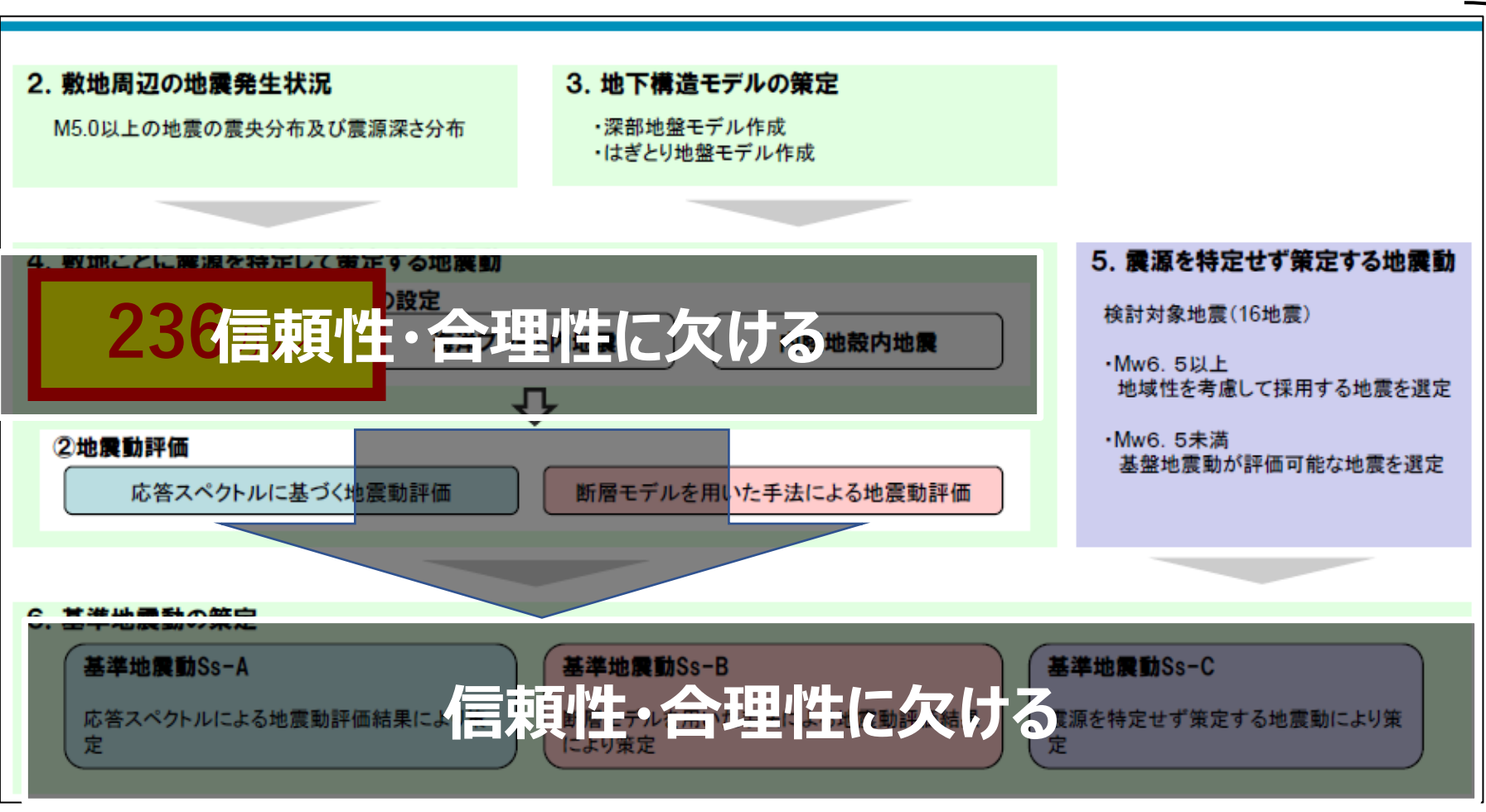
?



例：複数人の中で一番体重の重い者を選ぶ場合



□ 検討用地震の位置付け



236 信頼性・合理性に欠ける 地殻内地震

信頼性・合理性に欠ける

基準地震動の
策定フロー
(乙91・4^ア-ジより引用)

**プレート間地震による地震動想定
(236ガル) が不合理**



基準地震動も合理性に欠ける

プレート間地震による地震動想定

本件再処理工場の耐震性は低く
(236ガル)が不合理的
それを正当化できる科学的根拠もない



再処理工場の運転は許されない

以上